

令和5年9月定例会会議録

令和5年豊郷町議会9月定例会は、令和5年9月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 塚 尚 憲
2 番	井 上 喜美子
3 番	本 田 清 春
4 番	辻 本 勇
5 番	中 島 政 幸
6 番	村 岸 善 一
7 番	前 田 広 幸
8 番	高 橋 直 子
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	西 澤 清 正
12 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長 兼 上 下 水 道 課 長	山 田 裕 樹

産 業 振 興 課 長 岡 村 浩 孝
教 育 次 長 西 山 喜 代 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 森 本 智 宏
書 記 喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

河合議長

皆さんおはようございます。第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時57分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番村岸善一君、7番前田広幸君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をお願いいたします。傍聴席は静かにすること。すぐ退場させますよ。

それでは、一般質問を許します。

中塚尚憲君の質問を許します。

中塚議員

はい、議長。

河合議長

はい、中塚君。

中塚議員

おはようございます。1番中塚尚憲、一般質問を始めたいと思います。

請願第2号介護保険料の引下げと利用料の補助を求める請願の進捗についてを質問させていただきます。

行政と議会は、国や地方の政治を運営するために必要な2つの機関です。行政は政府や市町村などの組織であり、法律や予算などの実施に責任を持ちます。また、議会は国会や県市町議会などの組織であり、法律や予算などの制定に責任を持ちます。行政と議会はそれぞれに権限と責任を分けていますが、互いに協力やチェックを行うことでバランスの取れた政治を目指しています。

令和5年6月定例会の請願第2号が議会で可決されたことにより、行政は請願の内容を検討し、必要に応じて実施の可能性や法的根拠などを調査する必要があります。

そこで質問いたします。令和5年6月定例会に提出され、賛成多数により可決されました請願第2号介護保険料の引下げと利用料の補助を求める請願の進捗

について質問いたします。

1 点目、この請願に対して町長はどのような見解を持っているのか、町政の方針や計画を明らかにしてください。2、この請願が可決されたことにより町民の介護保険料や利用料にどのような影響があるのか、具体的な数値や例を示してください。3、この請願が実現するためにはどのような予算や制度の整備が必要なのか、具体的な内容やスケジュールを示してください。4、この請願に関連して町民からどのような意見や要望が寄せられているのか、その内容や数を示してください。

以上です。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 おはようございます。それでは、1 番中塚議員の請願に対することについて町長の見解は。

河合議長 ちょっと町長、すみません。

伊藤町長 はい。

河合議長 もとい。中塚君。

中塚議員 はい。

河合議長 これ、一括質問ですよ。

中塚議員 一括、はい。

河合議長 みんな言わなあかんの違うん。これ、1 ページごとですか。

中塚議員 内容が変わってしまうんですけど、全部の方がいいですか。

河合議長 いやいや、ちょっと聞きたいんだけど。

中塚議員 はい。

河合議長 町長、ちょっと座ってください。

伊藤町長 はい。

河合議長 いや、「一括」と書いていますからね。質問というのは、あなたの質問は全部でこれ、何ページもあるんやけど、これ、全部しゃべって一括ですよ、質問は。

中塚議員 なんですかね。それやったら、そうしますが。

河合議長 いやいや、そうするやなしに、そうですかって。

中塚議員 違うかったら、それでもええんですか。

河合議長 いや、違うって。「一括」と書いたからそうと違いますかと聞いてるわけや。だから今、わし、もっと続けてしゃべるかなと思って、ずっとページめくって待ったんやけど。

中塚議員 分かりにくくなるかなと思って切ってしまっただけなので、必要であればそ

のまましゃべります。

河合議長 いや、ちょっと発言がおかしいんだけど。あなたからの申請ですから。一括質問やから。だから一括質問だったら、全部質問事項はみんなしゃべって、次から、「再質問から一問一答」と書いていますのでね。1項目ずつしゃべったらよろしいんですけど。もう最初はこれ、全部質問するのが私は一括質問やと思うとるんやけど。どうされます。

中塚議員 そういう流れであればそうさせてもらいます。

河合議長 再質問から。

中塚議員 個別で行く。

河合議長 再質問から一問一答でよろしいですか。

中塚議員 はい、それをお願いします。

河合議長 そしたら、質問を続けてください。

中塚議員 はい、続けます。

河合議長 はい、どうぞ。

中塚議員 すみません。

河合議長 はい。

中塚議員 失礼いたしました。

続きまして、テーマが変わりまして、質問させていただきます。

豊郷町の除雪について。

豊郷町は滋賀県東部湖東平野に位置し、山林の少ない平たん地で田園風景が広がる滋賀県19市町の中で最も小さな町です。市の西部には国道8号線が横断し、大型スーパーや飲食店が立地し、コンパクトな町の中には暮らしに便利な病院、金融機関、書店やコンビニなどがあります。JRの駅までも自動車でも10分で京都・大阪への通勤も可能です。高校生世代まで医療費無料、小中学校の給食費無償化など子育て支援や高齢者世帯へ冷暖房費助成など、子どもから高齢者まで安心して暮らせる支援が充実しています。

しかし、冬季には何度か積雪いたします。その除雪作業が重要な課題となっています。現在、除雪区間は町を中心部や主要道路に偏っており、高齢化が進む集落内の生活道路や若い世代の新興住宅エリアなどは十分除雪サービスを受けられていません。このような除雪区間の不公平さは住民生活や安全に影響を及ぼすだけでなく、町の経済や観光にも悪影響を及ぼしています。

そこで何点か質問いたします。

除雪区間の決定基準は何か。除雪区間の見直しや拡大の予定はあるのか。除雪区間以外の地域に対する補助金や支援策はあるか。除雪作業の効率化や作業内

容の向上のためにどのような取組を行っているか。

除雪の費用対効果について。除雪に係る予算はどのくらいで、その効果はどのように評価されているのか。除雪が必要な地域や道路などどのように選定されているのか。除雪の優先順位や基準はどのように決められているのか。

除雪の安全性について。除雪作業における事故やトラブルの発生状況はどうか。除雪作業員の教育や指導は十分に行われているか。除雪機材や車両の点検は適切に行われているか。除雪後の道路状況や交通安全対策はどうなっているのか。

除雪に関する住民からの苦情や要望はどのくらいあるか。住民とのコミュニケーションや情報提供はどう行われているか。住民への除雪サービスや支援はどう提供されているか。

また、次の質問に移ります。

最後は観光事業について質問いたします。

豊郷町は美しい自然と歴史的な文化遺産を持つ魅力的な町です。しかし、近年、観光客の減少や地域の活性化の課題に直面しています。豊郷町では観光協会と協力し、観光事業の促進に努めておられると思います。観光協会の事業として下記のような事業が挙げられると思います。

豊郷町の魅力を伝える観光パンフレットやウェブサイトの制作。豊郷町の特産品やお土産品の販売促進。豊郷町の歴史や文化を紹介するガイドツアーや体験プログラムの開催。豊郷町の四季折々の風景やイベントを紹介する写真コンテストなど。豊郷町に関する情報やニュースを発信するSNSの運営などがあります。

豊郷町の観光事業の発展に欠かすことのできない豊郷町観光協会と豊郷町との関係性や役割、またこれからの観光事業について何点か質問いたします。

産業振興課の豊郷町における役割を教えてください。

豊郷町は観光協会にどのような支援をしていますか。具体的な金額や内容を教えてください。

観光協会は豊郷町の観光振興にどのように貢献していますか。具体的な成果や評価を教えてください。

豊郷町と観光協会との連携はどのように行われていますか。定期的な会議や報告などがあるかどうか教えてください。

豊郷町と観光協会の関係は今後どのように発展させていく予定ですか。具体的な計画や目標を教えてください。

豊郷町の観光資源や特色をどのように活用されていますか。観光事業の効果

や評価をどのように測定していますか。観光事業に関する住民の意識や参加度はどの程度でしょうか。

最後です。観光事業の今後の展望や目標は何かありますか。
以上でお願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、1番中塚議員の介護保険に対する請願に対しての私の見解はについてお答えいたします。

私は今日まで、また今後も行政運営については関係法令等に基づいて進めているところでございます。介護保険事業についても介護保険法に基づき進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

医療保険課長 議長。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 はい、議長。

中塚議員の請願第2号介護保険料の引下げと利用料の補助を求める請願の進捗についての2つ目以降のご質問についてお答えします。

介護保険料や利用料にどのような影響があるのかについてですが、先に町長が申しましたとおり、介護保険事業は法に基づいて進めていくものであると考えております。次期介護保険料については給付費の見込み、被保険者数の見込み等を踏まえた上で介護給付準備基金をどの程度活用していくかどうかも含め、今後検討させていただくことになると思います。現段階では、給付費等の推計につきましても国からの指標が出ておりませんので申し上げることはできません。また、利用料につきましても、先ほど申しましたとおり、法に基づきサービスの利用負担割合に応じたご負担をいただくものと考えます。

請願にございました町独自の介護サービス利用料補助については、介護保険事業特別会計で実施することになり、さらに第1号被保険者の保険料に上乘せする形になりますことから、現段階では考えておりません。また、住民からの意見や要望は聞いておりません。

以上でございます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 それでは、1番中塚議員の豊郷町の除雪についてお答えいたします。

まず、豊郷町の除雪状況と降雪状況を説明いたします。

豊郷町の除雪対策は、町道については豊郷町商工会内の組織である建設工業部会に委託をしております。1回の出動料金は223万6,480円です。令和3年度まで1メートルの単価が70円を令和4年度で80円に改定いたしました。滋賀県の単価は大型タイヤシャベルの場合、機械損料などで100万円、時間単価による作業料となっております。

降雪状況につきましては、平成29年の1月には60センチ以上の積雪が3日間降り続けたということがございます。彦根市の陸橋各所が通行止めになったり、多賀町で除雪中の事故発生により彦根署から湖東管内に指導がありました。道路を除雪する場合、タイヤシャベルまたはバックホーの場合は交通整理員2名を配置するように指導がされました。その後、当時、平成29年以前の豊郷町内の除雪というのは、大半がバックホーとか軽トラで排土板を装着して除雪をしておりました。それで29年度は町職員も総出で除雪作業に当たるなど、特に県道の交差点とか近江鉄道の線路が凍結しましたので、その除雪に出動しております。その結果を受けて、平成30年度に10社がタイヤシャベルを購入されております。平成2年の12月に70センチ以上の積雪が1日でありました。除雪作業は6日間行いました。国道8号線が通行止めになりまして、高宮の陸橋が上れなくなったということがございます。湖東圏域全域で交通渋滞が発生しておりました。

そんな状況の中で除雪区間の決定基準は何かということがございますが、まず豊郷町内の幹線道路と次に幼稚園バス、すまいるたうんばすの運行路、あと地元要望等の協議の結果の道路を除雪しております。

除雪区間の見直しや拡大の予定については、各字に除雪箇所の要望を聞き取って、また赤線を増やしていきたいと思っております。

除雪区間以外の地域に対する補助金や支援策については、各字に豊郷町除雪作業事業補助金を交付しています。

除雪作業の効率化や品質向上については、各字に豊郷町除雪機械購入事業補助金を交付しております。

除雪作業の費用対効果につきましては、1回の出動委託料が223万6,480円で、他市町は時間当たりとなっております。豊郷町は1メートル単価であるので、他市町に比べて費用効果はかなり高いと思います。

除雪が必要な地域や道路の選定、優先順位については、まずは幹線道路、その後、幼稚園バス、すまいるたうんばすの路線、地元要望の協議結果の道路としております。

除雪作業における事故やトラブルについては、事故は発生しておりません。融雪後、交通安全施設や個人宅のフェンスなどの破損がありますので保険で対応しております。あと、除雪後の雪が玄関に置かれて出入りができないとか、除雪以外の路線はなぜ除雪しないのかななどの苦情があります。

除雪作業員の指導教育については、除雪前の打合せにて作業工程の確認などを実施しています。除雪作業員は機械の免許を所持した建設作業員であります。車検と保険の確認を行っております。

除雪後の道路状況や交通安全対策については、除雪後はスムーズに交通ができております。タイヤシャベルのため交通安全対策は要りませんが、交通の妨げにならないよう除雪前に打合せをお願いしています。除雪した後、交通に支障を来す場合、特に交差点部などで必要と判断したときは排雪も行っております。

除雪に関する住民の意見や要望については、町道を全て除雪する責任が町にあるのではないかという意見が多いです。あと、玄関前に除雪した雪が置かれている、高齢者宅前は除雪してあげるべきということがあります。

除雪に関する住民からの苦情状況なんですけども、10センチ程度であれば苦情はありません。20センチ程度になると「この団地は除雪していただけないのか」など数件あります。25センチぐらいになってきますと「なぜ私の家の道路は除雪してくれないのか」というのが頻繁に苦情が入ってきます。30センチ以上になると頻繁に電話がありますし、「なぜ国道、県道が除雪されていないのか」という電話が入ってきます。40センチ以上になりますと、もう1日中電話が鳴りっぱなしということです。

あと、対策と改善策なんですけども、役場としましては30センチ以上が災害級と考えていますので、そうと判断した場合は除雪路線以外の町道も除雪をしております。あと、字の補助金を倍増にしております。

住民とのコミュニケーションですが、住民とのコミュニケーションは取れていません。電話とかでも一方的に暴言を吐かれますので、それに耐えているということもございます。

その他なんですけども、平成29年度に令和2年度の大雪とも業者が必死に除雪作業をしていただいたので、他の市町より豊郷町は除雪されているというふうにはほかの市町の方から聞いています。彦根市の場合、新聞記事に掲載されるほど苦情が多く、除雪体制が整っていなかったため、市民が除雪作業をしていました。特に分譲地については除雪車が来ないので、お住まいの住民が総出となって雪かきをしています。また、国道、県道は大型車の交通量が多く、すぐに圧雪されて凍結してしまうので、タイヤシャベルでは除雪しきれない場合があります。

ます。そのため、わだちができて非常に危険です。

最後に、全ての町道を除雪することについて、時間的、人力的に不可能です。そのため、どの市町村も幹線道路を除雪しています。また、町内にボランティアで自ら所有する重機やリースした重機で除雪していただいている方もおられます。高齢者の除雪については、いろいろな方から要望、助言をいただいております。ご近所や自治会、ご親戚でご対応いただいているのが現状です。

以上です。

産業振興課長

はい、議長。

河合議長

岡村産業振興課長。

産業振興課長

それでは、中塚議員の豊郷町の観光事業についてお答えをいたします。

産業振興課の豊郷町における役割ですが、豊郷町課設置条例第3条に課の分掌事務が記載されております。第1号農業、工業、商業、林業及び水産業に関すること。第2号農地に関すること。第3号労働に関すること。第4号観光に関することでございます。

観光協会にどのような支援をしていますかについてですが、豊郷町観光協会への支援として、町からは補助金の交付と事業委託を行っております。補助金の交付といたしましては、令和5年度予算といたしまして815万円予算を計上しております。委託事業の令和5年度予算といたしましては、ひなめぐり事業に20万円、ライトアップ事業に70万円を計上しております。また、今回の補正予算で増額分を計上しております。

観光協会の観光振興への貢献、成果の評価についてですが、観光協会は町からの観光に関する委託事業や独自の事業を展開し、観光振興に尽力いただいております。また、観光客誘致のためSNSを活用し、情報の発信をしていただき、フォロワー数も増加していることからこれらの取組により本町のファンを増やしていただいていることに対し、ありがたく感謝をしているところでございます。

観光協会との連携、定期的な会議や報告はあるのかにつきましては、先日開催いたしましたとっと江州音頭夏まつりやご当地キャラ博など、県内外の各種イベントにつきまして参加を含め、連携を取っております。また、年間を通して事務所に赴き、意思疎通や情報の交換を行っております。また、理事会前の資料の確認や予算要求時における打合せなど、その都度、観光協会と協議をしております。

町と観光協会の関係は今後どのように発展させていく予定かにつきましては、現在はお互いが協力しあって観光の事業を推進しておりますが、将来的には法

人格を取っていただき、独立をしていただいて新しい視点から町の観光を担っていただきたいと考えております。

観光資源の特色をどのように活用していくかにつきましては、町の観光施設については決して多くはありませんが、豊郷小学校旧校舎群はロケ地として数多くの作品に活用されております。今後も県の滋賀ロケーションオフィスとも連携し、ロケ地としてもっと活用してもらえるよう働きかけたいと思います。ほかにも安政元年1854年創業の吉田にある岡村本家さんや伊藤忠記念館も町内に観光客がたくさん訪れる観光地でありますので、今後も協力、連携していきたいと考えております。

観光事業の効果や評価をどのように測定しているかについてですが、豊郷小学校旧校舎群やその他の施設について観光入込客数を集計し、町の観光客の推移を確認しております。

観光事業に関する住民の意識や参加度はどの程度かにつきましては、観光協会のボランティアガイドは観光客に対して豊富な知識を生かしながら町内各地のガイドを実施していただくなど参加いただいております。また、確認はしたことはございませんが、住民の意識の中で本町の観光地といえば豊郷小学校旧校舎群の知名度が一番高いと思っております。

観光事業の今後の展望や目標は何かにつきましては、観光事業につきましては、一番は豊郷町の知名度アップであると考えております。知名度が上がるよう町としては魅力ある町のパンフレットやホームページの作成に力を入れていきたいと考えております。知名度を上げるため、今年度、町のポスターや観光協会でも町歩きグルメマップの作成を進めております。来年度は観光協会と共に観光パンフレットの作成をする予定でございます。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

中塚議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

中塚議員 再質問させていただきます。

請願の質問からです。

請願内容につきまして、3点あったと思います。1点目が、第9期介護保険料は介護給付準備基金を最大限に活用して高すぎる介護料の引下げを実施してください。2、徴収所得区分7段階までを見直し、負担能力に応じた多段階区分の実施をしてください。3、町独自で介護サービス利用料補助をしてくださいという3点があったと思いますが、それぞれの実現見込みがあれば、それぞれ教えて

ください。

次、除雪についての再質問いたします。

西澤博一議員 ここからは質問1個ずつ。

中塚議員 これは1個ずつ。1個ずつ聞かなあかんの。今のも3つじゃなくて1個でいいということですか。

河合議長 今、再質問からは一問一答でしょう。

中塚議員 そうやった、ごめんなさい。もう1回やり直します。

河合議長 これ、1ページ分、また次に次のページというように捉えたらよろしいん違います。

中塚議員 それでいいのかな。

河合議長 質問を見ると、質問内容はいつもやったらここに、みんなは1、2とか書いてあるんやけど、これ、何もなかったもんやから、議運の中でもね、どこまでが1つかなというような話も出てたので。1ページごとの質問ごとに一問一答にしてください。

中塚議員 そうですね、はい。すみません、全てお願いします。

医療保険課長 はい。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 中塚議員の再質問にお答えします。

請願の1つ目、「基金を最大限に活用し、介護保険料の引下げを実施してください」については、先ほど答弁いたしましたとおり、介護給付準備基金をどの程度活用していくかどうかも含め今後決定させていただくことになるため、現時点で申し上げることは差し控えますが、これまでの計画策定同様に第9期介護保険事業計画におきましても基金を有効に活用した保険料の設定を行ってまいりたいと考えております。

請願2つ目、「7段階までを見直し、負担能力に応じた多段階区分の実施を」につきましても、国の会議資料において1号保険料負担の多段階化等に関する議論など踏まえて検討する予定とありましたことから、今後、何らか国から示されるものと考えますことから、現段階では申し上げることはできません。

請願の3つ目、「町独自で介護サービスの利用料補助について」は、先にお答えさせていただきました理由により現段階では考えておりません。

以上でございます。

河合議長 再々質問はありますか。

中塚議員 ないでいいですか。

河合議長 なかったら、次行ってください。

中塚議員 ありません、はい。

次のテーマの再質問させていただきます。除雪についてです。

1点目、新規で任意団体をつくり、支援策の申請は可能か。2点目、新興住宅地は除雪の対象でしょうか。3点目、高齢化や生活環境の変化により、より一層の除雪支援の拡大を必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点お願いいたします。

地域整備・

上下水道課長 はい、議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 中塚議員の再質問にお答えいたします。

他団体ができた場合はどうなるのですかということなんですけども、今は各字にお願いしておりますが、除雪というものはやはり皆さんでやっていただきたいという思いがありますので、他団体ができた場合はそれに対しての補助ができるよう交付要綱を変更していきたいと考えております。

あと、新興住宅については、新興住宅の場合は道路が住宅内の中だけで収まってしましまして、字と字をつなぐような幹線道路ではありませんので、その部分については今のところ除雪は考えておりません。

あと、いろいろな支援対策なんですけども、行きたい気持ちはいろいろあるんですけども、1件そういうふうに対応してしまいますと、行政の場合、公平に扱わなければならないので全部行かなければならないということになってきます。なので、なかなかそういう支援を広げていくというのは難しいと考えています。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

中塚議員 ないです。

河合議長 次行ってください。

中塚議員 次、観光事業についての再質問をいたします。

再質問1点目です。旧豊郷小学校の活用について。2点目、龍ヶ池の活用について。この2点は後でまた一般質問等ありますので、重複しない程度で構いませんので回答をお願いします。3点目、外国人観光客の訪問数についてお伺いいたします。

産業振興課長 はい、議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 中塚議員の再質問にお答えをいたします。

1点目、旧豊郷小学校の活用についてですけれども、今も旧校舎の活用につきましては観光協会に委託事業でライトアップ事業やひなめぐり事業などを委託させていただいております。旧校舎の活用、知名度アップのためにも、引き続きそれらの委託事業は実施していきたいと考えております。また、滋賀県は京都に近いことから、琵琶湖や彦根城があることで映画やドラマのロケ地として活用されることが多いので、先ほども申し上げましたが滋賀ロケーションオフィスとも連携いたしまして、旧の豊郷小学校を積極的に活用されるようアピールして、豊郷町の知名度を上げるようにしていきたいと考えております。

龍ヶ池についてどうするかについてですが、先日、龍ヶ池のシンポジウムがございました。その中で龍ヶ池の活用方法についてもいろいろと議論がされております。町の方でもどうしていくかというような相談はさせていただいております。今後につきましては、世界かんがい施設遺産につきましてどのようにしていくかというのでも考えていく予定をしております。その後、石畑区さんとも相談していき、観光としてはその後どうしていくかを議論していきたいなというふうに思っております。

外国人向けについてですけれども、確かに観光協会の方に確認をさせていただくと、外国人の方の観光客も増えているというふうにお伺いしております。しかしながら、何人来られているかというのは実際のところ、ちょっと分からないということがございます。外国人向けのパンフレットも作成をしておりますけれども、年数がたっており、こちらの方も内容が古くなっておりますので、今度観光パンフレットを更新の計画をしておりますので、その中でどのようにしていくかを考えてまいりたいなというふうに思っております。それと、また観光協会の方から外国人さんは来られた方の情報の発信を見て来られているということなので、今後はまたそういうことに向けてもSNS等で発信をしてまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。
中塚議員 ないです。
河合議長 次に、鈴木勉市君の質問を許します。
鈴木議員 議長。
河合議長 鈴木君。
鈴木議員 議長、ここからの発言でよろしいですか。
河合議長 はい、どうぞ。
鈴木議員 それでは、一般質問をいたします。

まず、愛荘エコステーションの豊郷町民の利用について町長にお伺いいたします。

6月議会で「愛荘エコステーションの豊郷町民の利用が受付できないと聞いているが」と質問いたしました。町長さんの方から「確認させていただきたい」との回答でしたので、その確認がどうであったのか説明をお願いいたします。

2点目、旧豊郷小学校群の利活用の抜本的な検討を町長に質問いたします。

今、旧豊郷小学校群の修繕が約1億5,000万円かけて行われていますが、この際、旧豊小群の利活用について抜本的な検討を求めますが、見解を明らかにしていただきたい。

3点目、電気自動車の充電器の設置検討はどうなったのかを質問いたします。

2019年3月議会で公共施設に電気自動車の充電器の設置を求めましたが、今後必要性が問われてくると思います。「条件を整備し、設置に向けて検討したい」との答弁でありましたが、その検討状況を明らかにしていただきたいと思えます。

4点目、防災士について問います。

防災士について、次の点を明らかにしていただきたいと思えます。現在、豊郷町には何名の防災士さんがおられるのか。その防災士の制度や性格、役割について説明を求めます。

次、日栄小学校グラウンドの抜本的な改善対策を求めます。

日栄小のグラウンドについて次の点を明らかにしてください。①日栄小のグラウンドはこの夏も草が生い茂り、草原と化していましたが、その状況を教育委員会が把握されているのかどうか。2点目、これまでも日栄小学校のグラウンド問題は何度も取り上げられてきましたが、抜本的な改善対策を求めます。

最後に、空き家、廃屋対策について問います。

空き家、廃屋対策について次の点を明らかにしてください。①豊郷町空家等対策計画改訂版が6月議会の最終日に議員に配付をされましたが、改訂版の主な変更点がどこか説明を求めます。2点目、一部町有地になっている空き家について弁護士との協議はどこまで進んでいるのか。また、解決のめどはどうか、明らかにしていただきたいと思えます。

以上です。

住民生活課長 はい、議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員の愛荘エコステーションの豊郷町民の利用についての質問にお答えいたします。

愛荘エコステーションについては、愛荘町内の事業所が地域貢献のため自主的に経営されており、オープン当時は他町在住でも利用できると案内をいただきましたので町民の皆様にも広く周知してまいりました。しかし、最近では他所からの受入はしない方向で事業者の方針が変更されたため、利用が制限されるようになりました。愛荘エコステーションは豊郷町からも近く、利用しやすい施設であったため、町としましても方針の変更は残念と考えています。

今後は、豊郷町民の方も受入を再開していただけるよう事業者の方と協議してまいりたいと考えております。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。私の方は3点お答えをさせていただきます。

まず、旧豊郷小学校群の利活用の抜本的な検討をのご質問についてでございます。

豊郷小学校旧校舎群につきましては、平成19年12月に大津地裁からの豊郷小学校旧校舎を教育関連施設、福祉関連施設として引き続き利用・活用し、保存に取り組む。豊郷小学校旧校舎の保存活用の具体的方法については町民の多様な意見を反映させた協議会を設置し、同協議会をもって検討・協議していくとの和解勧告を受諾し、平成19年から20年度にかけて豊郷町まちづくりプロジェクト委員会として当時の議会や各種団体、豊郷小学校の歴史と未来を考える会からも委員を出していただき、総勢11名で検討をいただき、答申され、現状の改修となりました。

町といたしましても、今後、指定管理の検討はしていかなければならないとは考えておりますが、それ以外につきましては、前回の改修から14年が経過した令和5年度になってもドアノブが金ピカになったと批判をいただくような状況では、和解の条件に違反するような用途変更を伴う大規模な改修は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、電気自動車の充電器の設置検討はどうなったのかのご質問にお答えをします。

平成31年2月の定例会におきまして鈴木議員からの一般質問に対しまして、当時の総務課長が「設置に伴う条件を整理し、設置に向けて検討してまいりたい」と答弁をしておりますが、5年が経過し、その間の社会情勢等を勘案しましても電気自動車の普及が進んでいるとも考えにくく、また区長会や行政懇談会等でもそのような要望も上がってきておりませんので、現在のところ設置について

は考えておりません。

最後に、防災士に問うのご質問についてお答えをします。

1点目の豊郷町には何名の防災士がいるのかにつきましては、町から補助を出して取得していただいている方は現在3名で、今年度に受講を希望されておられる方が1名おられます。

2点目の防災士の制度、性格、役割についてですが、防災士は特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した養成研修講座を受講し、資格取得試験に合格した後、救急救命講習を受講した人が機構に申請した場合に登録されるものです。

防災士資格につきましては、民間資格ですので資格取得により特定の権利が得られる、もしくは行動が義務づけられることはありません。あくまでも自発的な防災ボランティア活動を行うというものです。役割としましては、災害時には公助が動き出す前の初期段階の活動については全ての住民の方々が自助・共助で自らの力と近隣住民同士の協働で切り開いていただかなければなりません。この自助・共助の活動を災害発生時に実践する人材が防災士の役割となります。また、平常時においてもこれらの自助・共助による防災活動について、その重要性を啓発・啓蒙する身近な防災リーダーとして期待されているもので、公助に頼らないという意味で災害列島日本の防災力の向上に極めて大きな役割を果たしているものです。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、鈴木勉市議員の日栄小学校グラウンドの抜本的な改善対策を求めるとのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の状況を把握していたのかとのご質問につきましては、8月中旬に愛里保育園に訪れた際に確認の方はしております。

2番目の抜本的な改善対策についてですが、過去、グラウンドの土の入替えを実施してきたところですが、雑草が減少するのは数年程度であり、抜本的な改善となっていないと考えております。以前から日栄小学校のグラウンドについては水はけが悪く、降雨後は泥濘となりやすいことから地質または地中排水に課題があると考えております。また、豊郷小学校、豊日中学校と比較すると日栄小学校のグラウンドについては長期休暇中の使用率の低さも雑草が生える一因と考えております。これらを踏まえまして、どのような改善策があるのか、またどの程度の費用が必要なのか、費用対効果はどうかを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 それでは、鈴木議員の空き家、廃屋対策を問うのご質問にお答えいたします。

①の今年3月に改定した豊郷町空家等対策計画改訂版の主な変更点についてお答えいたします。

今回実施したアンケート調査では、国が実施した調査項目を使い、国と本町を比較し、本町の空き家の現状を分かりやすく表現したのと、アンケート調査時に併せて所有している空き家の意向調査を実施し、空き家等の発生の抑制と適切な管理の促進、また空き家等の利活用の促進と危険性の高い空き家等への対応について本町の現状と今後の課題を明記したところです。また、令和6年4月より相続登記が義務となります。これらの法律によって所有者責任による管理が一層求められるようになるため、第4章で本町の空き家に対しての具体的な取組について明記したところです。

②の一部町有地になっている空き家について弁護士との協議の進行状況についてですが、弁護士の見解は「町所有の土地に建物が建っているため、空家等対策の推進に関する特別措置法での特定空家としての取り組むものではない」ということでした。また、解決のめどにつきましては、人権政策課長の方からお答えいたします。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、鈴木議員の一部町有地の空き家についての弁護士との協議について人権政策課からお答えいたします。

町有地の空き家については、現在、弁護士と協議中で、所有者の相続人の調査は既に終了しております。今後、建物の撤去請求について行っていく予定でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 1番目、再質問ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

鈴木議員 1点目のエコステーションですが、やっぱり制限されるようになったと。再開を要望していきたいということなんですが、もう再開を要望するよりも、この際、ずっと言うてますけど、本町でエコステーションをつくるということを検討し

てはどうかということを思いますが、いかがでしょう。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、10番鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

民間の事業者が自ら土地、建物、設備、人材をかけ、運営をされている活動に大変敬服をするところでございます。以前、ごみの問題でお世話になってるという話で愛荘町長さんにもお話したときなんですけれども、愛荘町も大変感謝をされておりました。そしてまた、最初は公費で豊郷町辺もパンフを配っていただき、ぜひとも利用していただきたいという状況でございました。なかなか月日がたつと量が多くなったのか、いろいろな問題が起こったんか分かりませんが、やはりもう町内のごみは町内ですというような方針に事業者の方向転換されたので、議員おっしゃったとおり、私ももうこれ以上お願いするのは。課長はまだお願いしたいと言っていますけど、もうやめとけということで判断をさせていただきました。

このように、土地、建物、設備、人材入れてああいうステーションをするのが、それがどういうふうに採算に合うのか合わないのかはもう大変難しい問題もありますけれども、今いろいろなところ私も走っていたら、ちょっと簡易なのがぼつぼつできておりますので、課員の方にも一応どういう方法でコストが安くできる方法があるかないのか至急研究するように指示をしたところですので、ちょっとご理解のほどをよろしくお願いいたします。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 いや、結構です。

次の質問に行きます。

河合議長 はい、次どうぞ。

鈴木議員 旧豊小群の問題ですが、先ほど回答がありましたように、裁判の和解で協議会がつくられて現在の形の利活用になりました。ただ、そこでアニメの聖地として若者が全国から集まり、軽音などが開かれるようになりましたけど、ただ、周辺の住民の皆さんからはね、「何か大きな音がして何かやっているようやけど、何やってるか分からへん」というような声があるのも事実です。旧豊小群は例えばこれまで多額の予算がつぎ込まれておるんですね。去年だけでも決算見ると施設管理費として1,600万円支出されています。まあ、今までカットしていましたがこの旧豊小群のランニングコストがどれぐらいかかっているのかちょっと明らかではありませんが、しかし、少なくともこれから毎年ランニングコストがかかるということは事実だと思います。

それで、質問したいのは、このように多くの予算が支出されて、これからもランニングコストがかかると。この施設が本当に町民目線で見ただけの場合に、町民に役立っているものになっているだろうかという視点です。今は観光協会、老人会事務局、シルバー人材センターなどが入っていますが、1つは新庁舎ができて、教育委員会が新庁舎に移ってから日常的にこの施設を管理するところがないんですね。今、条例上では総務課が管理をするということになっています。1つはそういう意味でやはり管理責任者が日常的に常駐していないということであれば、不測の事態が発生したときに対応できません。だから、まずは日常的な管理者を設置することが必要ではないかと思いますが、回答をお願いします。

2つ目は、教育福祉施設で2階は使わないというのが約束事だったと思いますが、おとしでしたか、2階でマルシェが2回開催をされましたね。その当時は産業建設課も関わっていて、それはおかしいんじゃないかというふうに一般質問で取り上げたことがありますし、また2階では違うイベントも開催されたケースもあります。

そのことが問題ではなしに、このように実質的に社会情勢の変化で裁判の和解からもずっと時間がかかり、社会の様子も変わった現在、この際、その利活用について根本的にやっぱり見直す時期ではないかというふうに思うんですが。先ほどの回答では大規模改修は難しい。私が提案したのは大規模改修ではなしに、利活用。現在の旧豊小群の利活用を再検討してはどうかと。1点目は管理の問題を言いました。2点目は現在までは土曜日、日曜日になれば多くの車が駐車しています。ランニングコストを町民の税金だけで賄うというのでなしに、やっぱり来た人みんな、その旧豊小群を利用するみんなで賄っていくと。そういう観点から、例えばですが駐車料を幾らに設定するかは別にして、来訪者にもその駐車料を設定して旧豊小群の保存の一端を共同して担ってもらうということを検討してはどうかというのが2点目です。

最後に、将来的にはこの旧豊小群を子どもから高齢者が集う人づくり。例えば道の駅とか観光農業とか、旧豊小群を豊郷町民が本当に使いやすくなる。生きた文化財として活用する方向を検討してはどうかと思うんですが、回答を求めます。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、10番鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、旧校舎群につきましてはランニングコストもかかっております。町民に役立っているのかというようなご発言もありましたけれども、あそ

この施設につきましては子育て支援センターがあり、図書館があり、また老人会なりシルバーなりの事務所が入っております、町民の皆さん、たくさん使っていただいておりますので、一定の効果があるというふうに考えております。

また、教育委員会が旧校舎から本庁に移ったことにより管理者不在の問題でございますけれども、議員ご指摘のとおり、私ども総務課で維持管理しておりますが、何かありましたら電話がかかってきまして現場に急行するというような体勢でございます。なかなか負担になる部分も多うございまして、ご指摘のとおりだと思っております。先ほど申し上げたとおり、管理の部分につきましては指定管理なり管理委託なりで何らかの方法を打たなければならないというふうには考えておりますが、実際、適切な適当な管理者、またその金額についてもまた検討が必要があるということで、現在はそこまで至っておらないということでございます。

それから、2階の利用についてでございます。

2階の利用につきましては、ご承知のとおり保存ということで、これにつきましては令和2年の9月議会において、当時、今村議員から一般質問で当時の総務課長がお答えしておりますけれども、改修当時は2階、3階利用制限かかっていることから保存するという事で荷重計算を行っておりません。なので、利用をしようとしたしますと、まず荷重計算を行い、必要ならば耐震改修をして、その上での利用になってきますので、どうしても大規模な改修が必要となってくるのが想定をされます。臨時的な利用につきましては今の現況のまま使っていただくのはいけるんですけども、そういうことで恒常的に何かに使いにいいこうとするとそういうことになります。そうなりますと、今回の修繕は言うに及ばず、前回の大規模改修以上の経費がかかる可能性もありますので、今の現状ではなかなかご理解を得ることが難しいのではないかというふうに考えるものでございます。

続きまして、駐車料金のご提案もいただきましたけれども、駐車料金につきまして、ご承知のとおり、今、現在、あそこの駐車場につきましては図書館なり子育て支援センターなり、また各事務所への来客等があります。また併せて観光客の利用があります。そこにつきまして、その車の来館の用途というのが判別がしづらいということがございまして、なかなか一律に駐車料金を頂くというようなことが難しいと考えております。また、都会ならいざ知らず、この地域ではあまり駐車場に料金かかるという文化もございませんことから、なかなか難しいのではないかというふうに思っております。

ご指摘いただきましたとおり、子どもから高齢者まで使いやすい施設という

ことで、またおいおい検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 はい、結構です。

河合議長 次行ってください。

鈴木議員 次、電気自動車の問題なんですが、今は区長会の要望がありませんので検討しないということだったんですが、実はこれも旧豊小群の利活用の1つとして質問している。2019年の3月議会で私が質問したのは、電気自動車の充電器を例えば旧豊小群の駐車場に設置してはどうかという質問をさせていただいてるんですね。そのときの回答は当時の総務課長の回答ですが、「電気自動車の充電器は災害時に電源供給ができるということから、平成31年度から補助制度ができる」と情報を得ている」と。ここはやっぱり災害時に電源供給ができる。災害対策の一環としてもね、やっぱり必要なんじゃないかというのが1点です。

2点目は旧豊小群への設置については、「観光客が多いことから補助制度に乗せるのが十分検討ができるのではないか」という回答だったんですね。この国の補助制度ができたのかできないのかね。ちょっと私もそれ以降質問しておりませんので、申し訳ないですが、どうなったのか説明をお願いしたいと。

もちろん現状では、地球環境に優しい電気自動車の普及というのは国も推奨をしています。仮にですよ、仮にこれ、設置した場合、この費用が幾らぐらいなのか。もし今、分かっていたら明らかにしていただきたいというふうに思います。今、やっぱり例えばアメリカの電気自動車のテスラ社の売上が世界は幹旋しているという状況で、名前は挙げませんが日本の大手メーカーも自動車販売の40%、50%を電気自動車にするという販売方針も打ち出しています。まさにこれから地球沸騰とかいうふうないう表現も最近されていますが、電気自動車が社会の大半を占めるという時代が来ることはほぼ予測に堅いことですが。先ほど設置の検討はしないということでしたが、せめて設置の検討をしていただけないかと思いますが、回答をお願いいたします。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、災害時の充電の件ですけれども、確かに私も議事録読ませていただいたら、災害時に電力供給ができるというふうなお答えをしていました。しかしながら、私もちょっと勉強不足な部分があるんですけど、電気自動車からコンセントを

使っても。充電された自動車から電気の供給はできると思うんですけど、その充電施設からできるのかなというところが1点疑問がございます。そういうこともありまして、万一この一体が全部停電になった場合にそこから電源が果たして取れるのかというようなところはちょっと疑問が残るところでございます。

続きまして、補助制度につきましては、これ、昨年度のあれですけども、CEVインフラ補助金というものがございます。一応本体の50%程度は補助が出るというふうなものがございます。ただし、本体の50%ですので残りは町が出さんならんと。もちろんランニングコストもかかってきますので、なかなか難しいのではないかと。また、この利用される方ですね。確かに造ったとしても普通のガソリンスタンドと同じように無料でこの電源がいただけるわけではなく、やっぱり有料になってきますので、そういう面も併せまして町として設置するものが適切かどうかというんも含めまして、今のところ考えていないということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 いや、結構です。

河合議長 次行ってください。

鈴木議員 防災士ですが、現在3名で、今年1名希望があって受講されていると。先ほどもありましたが、この防災士、災害が起こった場合に地域の初期防災のリーダーとしての活躍が期待されるということで、今、防災士さんはリーダーとして災害が起こった場合にどう行動するのか、地域でどのような指示をするのかと日頃から様々な観点で考え、チェックをさせていただいているリーダーと。防災士資格は地域の防災に生きるというのは間違いないと思います。

今、現在では国全体でおおよそ26万人の防災士の登録がされているようがあります。先ほどもありましたが、災害時におけるリーダーを1人でも多く確保し、万一のときに地域住民の安全を守るということで、自治体が防災士の育成に力を入れています。本町でも今年度の主要施策の概要にこの防災士資格の取得というのを上げていただいております。私も昨年、区長をさせていただいて、この区長会の資料の中にこの資料がありましたので役員会で訴えましたところ、1名の方が受講をして資格を取得させていただきました。東日本大震災や熊本地震のときにもこの防災士さんが地域を生かして貢献し、災害時の地域のリーダーとして活躍されたという記録が発表されています。地域の災害のリーダーとして期待される防災士ですが、残念ながらあれはまだその存在や位置づけがなかなか町民の中にも社会の中にも浸透していないのが実情ではないかとい

うふうに思います。

そこで2点お願いします。

1点は、1つ積極的に防災士資格への啓発を進めていただきたいと。できれば各自治会に1人ぐらいやっぱりこういう防災士の資格を持ったリーダーがおられるというのは将来の防災体制の1つの民間の。公に任せるじゃなしに、やっぱり災害は町民全体で協力して防いでいかなければなりませんので、せめて各自治会で1人ぐらいこの防災士資格の資格を持ってる方がおられるように積極的に推奨をしていただきたいというのが1つと、2つ目はやはりなかなかまだ知られていませんから、防災士について。この防災士の役割や制度やそういうのについて説明をされたり、そういうチラシ。チラシでも何でもいいんですから、そういう広報でも使って、ぜひ広く啓発をしていただきたいと思いますが、回答をお願いいたします。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、10番鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2点いただきました。まとめてになってきますけれども、今、現在は区長会等で各字の区長さんにお知らせして、「防災士、補助金出すので皆さん取ってはいかがでしょうか」ということでさせていただいておりますが、実際のところ、先ほど言うた人数にとどまっているということで、議員ご指摘のとおり、やっぱり各字に1名と言わず、2名でも3名でも取っていただけると万一の場合に備えて何か重要な役割を果たしていただけるのではないかとこのころが思っております。ただ、一方、南海トラフとか首都直下型地震とか、あとは各地の水害等の多い地域と比べまして、この滋賀県、特に豊郷町につきましては災害の比較的安全な地域でということもございまして、なかなか皆さんの意識がそちらに向いてこないというところも苦慮している点でございます。

議員おっしゃるように、やはり先ほど申し上げたように、各字で複数人取っていただけるように、今後、チラシまたは広報で防災士というものの制度、趣旨を啓発しながら、「取りませんか」というような形で広報していまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 次行ってください。

鈴木議員 日栄小のグラウンドについて再質問させていただきます。

先ほど、本当にひどい現状を把握しているということでした。私もあの周辺通りますと、大げさな言い方をすれば膝元ぐらまで一度あるときには。回答では水はけの問題、地下排水の問題やグラウンドの使用頻度があるのではないかというふうに回答でした。そういう状況になっているということについては教育委員会も把握されているということでしたので。草原となっていたグラウンドは、あれ、8月の初旬でしたか。先生が大きなポンプで、多分除草剤だと思いますが、頒布をされているのを目撃いたしました。その後、今度は草原が緑の広場ではなく赤土色の広場と変わっていました。草原と化していたグラウンド、今度は除草剤やっていたら、赤土色の広場になった。もうこれは教育現場の小学校のグラウンドとはとても言えないという悲惨な状況だというふうに思います。

言うまでもありませんが、教育委員会の仕事、役割というのは教育条件の整備にほかならないというのは言うまでもないと思います。豊郷町には2つの小学校がありますから、少なくとも同じ豊郷の子どもとしてほぼ同じような条件で学ぶ場を提供するということが求められると思います。豊郷小学校のグラウンドは本当にきれいです。日栄小学校のグラウンドのような状態は見たことがありません。豊郷の先人が寄附された豊郷小学校。その建物、グラウンドの土も恐らく丁寧でいい土が使われていたんだらうというのは予測ができますが、それにしても2つの小学校のグラウンドがこれほどの格差があっては私はないというふうに思います。

先ほどの回答では、費用対効果も含めて検討をしていきたいということでした。まず、私がここで質問させていただきたいというのは、まず、どこに何が原因なのかを調査をしていただきたいと。原因が分からないと、そら、手の打ちようがありませんので、今のところ、先ほど回答ありましたけど、地下排水の問題、それからグラウンドの使用頻度の問題というのもありましたが、根本的にやっぱりどこが問題になっているのかをまず調査をしていただきたいと。対策はその後だと思うんですね。ここで質問しているのは、ということをお願いしたいと思いますが、回答をお願いいたします。

教育次長 議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

確かに豊郷小学校のグラウンドにつきましては、以前、もともとの小学校の整備が昭和12年の方にされておりますので、その頃の状況。特に日栄小学校につきましては平成28年度に校舎の方を増築したんですけども、その際、私、当時担当でしたので、地中の方の地質調査の方も、経過の方も見ておりましたけども、

地中の方に粘土質の方がありまして、水はけが悪いというのは調査の結果の方もありましたし、増築等につきましてはもともと計画していた杭よりもさらに杭頭を延長して、杭頭の形も変更して杭を変更契約をしたという記憶の方もございます。もともとの地質の問題の方もありますので、例えば豊郷小学校と同じグラウンドの状況にしようというのであれば、土を全体的に入れ替えるとなると相当な費用もかかります。現状のグラウンドを掘り返してしまうというのなかなか難しい。現時点では考えています。

平成28年度に豊郷小学校も日栄小学校もたまたまその当事、業者さんの方が来られて無料でグラウンドの状況の調査をさせていただいたことがございまして、その結果が今、ちょっと残っておりませんでしたので、探してはいたんですけど。たまたま昨日なんですけども、その無料で調査していただいた業者さんが偶然来られまして、今年度もできたら無料で調査しますよというお答えをいただきましたので、ぜひお願いしますというふうにお答えさせていただいたところです。

使用頻度の問題につきましては、当然、先日、豊日中学校の空調工事の方がありましたので、その際、現場の方を確認に行ったんですけども、ちょうどグラウンドがこうありまして。右側がサッカー部、左側が野球部が使われているんですけども、現在、野球部の方が人数が少ないということで甲良中と同時に練習をされているというので、ちょうど野球部のグラウンドは草原とまでは言いませんけれども、草は生えているけれども、サッカー部はまあ定期的に使われているので草が生えていなかったという現状の方もありますので。夏休み期間中、日栄小学校のグラウンドの利用がほぼないというのも大きな課題かなというふうには思っておりますので、スポーツ協会を通じましてできるだけグラウンドを使っただいて、その際、それでどういう状況になるのかというふうには考えていきたいと思っておりますし。

先ほど申し上げましたが、業者さんの方とお話もしておりましたけれども、やはりグラウンドの表面を傷つけない限り草は必ず生えますと。例えば地中排水をやり替える、暗渠排水をやり替える、グラウンドを整備しても、使わなければ必ず草は生えてくるというふうな業者の方も申しておりましたので。抜本的な改善をしたとて、やはり使わなければ草が生えるのであれば、できるだけ使っただけ方向に今後はシフトしていきたいなと現時点では考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 議長、1点だけ。

河合議長 はい、どうぞ。

鈴木議員 私、豊郷小学校のグラウンドと同じようにするべきじゃないかとは申し上げていません。少なくとも同じような条件で子どもたちは学ばせるべきではないかということを申し上げました。それだけちょっと勘違い。

今のお話ですと、当時調査された資料がなかったけど、業者さんがたまたま来られて調査をしていただけということなんですかどうか、その点だけもう一度確認させてください。

教育次長 はい、議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

私の方が「同じ条件」でというのを私は「同じ状況」。申し訳ございませんでした。

調査につきましては、夏休みで運動会が10月に予定しておりますので、運動会後ないしは運動会直前に調査をするのもあれですので、運動会後の方にできれば調査の方をやらせてもらいたいのので、また日程の方は後日調節させていただくということでしたので、その経過につきましては、また議会の方でも。もし報告できる機会があれば報告させていただきます。

以上です。

河合議長 はい、次行ってください。

鈴木議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

空き家、廃屋等について質問いたします。

後で申し上げますが、前回までは空き家対策としておりましたが、今回は「空き家、廃屋」と、対策として質問をいたしておりますので、まずその点を申し上げておきます。

先ほど、改訂版の主な変更点をお伺いしたのですが、分かりやすく表現したものと、本町の現状と課題をそこで明らかにしたというようなお答えだったんですが、私も改訂版と当初計画を読み比べてみました。そうしますと、まず基本的にどこが違うか。思ったのは、章の組立て方が根本的に違っておるんですよ。私がお聞きしたかったのはその点なんです。どこが違っているか。例えば、当初計画の第1章は「空き家等に関する対策の実施に関する基本的な方針」となっているんです。改訂計画の第1章は「計画の前提条件」となっていて、その他の章の組立てが当初計画と根本的に違っているんです。当然、改訂版は当初計画の総括、課題などを明らかにして、本来であれば、その当初計画を補充充実している

ものになっていると、それが改訂版だと思うんです。根本的に変わってる。

それでお伺いをいたします。今回のコンサルと前回の当初計画のコンサルは同じ方ですか、のが1つです。2つ目は、当初計画の成果、課題は何であったのか。どのように総括されて、それをどのように改訂版に反映されたのか説明をお願いいたします。これが1点目です。

2点目は、6月議会で私は少なくともそれまで公表されていた当初計画に基づいて質問をして、当初計画では第2次の職員による調査についてどうなのかと質問いたしましたが、担当課長よりは「令和5年5月に改定しており、その中には第2次調査についてはうたっていない」と、回答でした。それで調べてみたのですが、この令和4年度の当初予算の主要政策の概要には、この改訂版をつくるというのはいないんですよ。これにあればここにチェックができてたんですが、残念ながらありません。ところが、今回の決算に出された主要政策の概要では300何十万円つくったのというのが記されています。当初計画の主要政策にはこれを、改訂版をつくったというのが記されていません。

それでお伺いをいたします。当初予算の主要政策に上げられなかったということは、この空き家の改訂版をつくるというのは企画振興課の主要政策ではなかったという認識をされていたのですか。明確な答弁を求めます。

次に、空き家対策等対策の推進に関する特別措置法の第6条第3項には、「市町村は、空き家対策を含め、またはこれを変更したときは遅滞なくこれを公表しなければならない」とされていますが、この改訂版はいつ、どのような形で公表されたのか明らかにしてください。2つ目、先ほど申しあげました当初計画にあった職員による第2次調査を改訂版から除いたのはなぜなのか、その理由の説明を求めます。

次に、改訂計画の③危険性の高い空き家等への対応では、隣接家屋に影響を与える可能性がある空き家が12件あるとされています。明確に書かれています、改訂版に。この危険な背の高い12件に対して、町として具体的にどのように対応されるのか明らかにしてください。

次、改訂計画の維持管理のための助成・支援の項では、住宅のリフォームや耐震診断等の費用補助を行いますとされています。今回、空き家、廃屋対策として質問しました。空き家と廃屋は定義が違うんです。空き家対策としての解体補助となると、先ほども回答あり、いろいろ難しい問題があるということでしたが、それならば廃屋対策として町独自の制度をつくったらどうかということを求めますが、見解を求めます。

最後に、一部町有地の問題を提起したのが去年の9月でしたから、もう1年で

す。弁護士との協議が一体いつまで続くのか。特定空家ではない。特定空家ではないから難しいということでした。特定空家ではないけども廃屋ですよ。特定空家ではないけども廃屋でしょう。だから廃屋対策としてどうするか明らかにしてください。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目で、今回改定された空家対策計画の章の組立てが変わった理由ということで、第1期目の空家対策計画のときには、このときに空き家等対策の推進に関する特別措置法という法律が制定されて、その法の中で「空家等対策計画を策定するには次の事項を定めたものとする」というものがあって、その中に沿った空家対策計画を第1期では策定いたしました。今回は、また今回、空き家対策をするために、また豊郷町としてどのような対策が効果があるのかということで、今回、この章の組立てになった次第でございます。

また、この第1期目とこの改訂版のコンサルが違うのかということやっただけですけども、当初、第1期目の計画ではコンサルの方はお願いしておりませんでした。この2期目の方からコンサルの方にお願いした次第です。

あと、次、6月議会で2次調査をなくした理由についてですけども、2次調査をなくした理由につきましては、本町では特にこの建築物に対する専門的な知識を持ち合わせる職員もありませんので、それよりは意向調査などを行って、空き家対策として意向に即した計画とすることが望ましいという観点から2次調査の方をなくしました。

あと、当初計画で主要施策になかったのがこの計画は主要施策ではないのかということなんですけども、ちょっと今回、この改訂版作成するときに主要という認識がなかったために、当初の主要施策には載せていなかったということです。

また、第6条でこういう計画が策定された場合には直ちに公表するというご質問やっただけですけども、公表につきましては3月17日に町のホームページの方で公表の方をさせていただいております。

また、今回、改訂版で危険空き家というか、隣接家屋に影響を与える可能性のある家屋が12件あるということで、この12件に対する取組等についてなんですけども、この隣接家屋に影響を与える可能性のある家屋ということで、これは区長さんにアンケート調査をしたときに、こういうような可能性のある家屋があるかということをお聞きして12件ありました。この対策につきましては、

今後は、やっぱり問題となる空き家については適正な管理がされていない空き家が一番この空き家の対策として問題となっている空き家でありまして。管理されている空き家については問題はありませんので、今後、こういう適正な管理がされない空き家が増えないために対策を取っていく必要があると考えております。

また、最後の質問で、今回、「空き家、廃屋」ということで廃屋対策のことは何か対策はしないのかということやったんですけども、そちらにつきましても適正な管理がされない空き家を増やさないために今後周知を行っていくのと、今回、この改訂版の中でも基本的な方針ということで、まずは空き家になる前にちゃんと家族間で今後空き家になったときにどのように誰が管理して、空き家になった後、どういうふうな処分とかをするかということ家族間で話し合っ、て、終活の1つとしても今後、対策を取ってほしいということで明記の方もさせていただいておりますので、廃屋とならないためにどうしていくかという啓発が必要かと思っております。

以上です。

鈴木議員

再々質問。

河合議長

再々質問ですか。はい、どうぞ。

鈴木議員

今、課長、非常に重要な発言されましたね。空き家のこの改訂版、主要施策として認識をしていなかったと。間違いはないですか。それならばね、いや、私は6月議会で少なくとも公表されていた資料で質問したんですよ。それをもう改訂版をつくってるからありませんと。しかし、そのもんは担当課長として、主要施策として認識されていなかったというのは、それは聞き捨てできない答弁ですよ。空き家対策は担当課の重要な施策じゃないんですか。しかもそれを進める基本方針でしょう、改訂版は。それを主要な事業として認識していなかったというのは、これは聞き過ぎることができない回答ですよ。

この点については総務課長か町長に答弁をお願いしておきます。だって聞き捨てならないもん。ほんで、主要施策じゃないと思ってるやつで私が質問したら、「いや、それは違います」と言われたらね。いや、質問の仕方がないじゃないですか。

それから、3月の17日にホームページで公表したということでした。遅滞なくというのは事情の許す限り早くと。あれ、3月の31日になってたと思いますが、3月の17日に公表されたということは、もうそれまでに出来上がっていたということですよ。ほな、当然だと思いますが、担当課長が本来ならば、先ほども質問ありましたけど、町と議会は両輪ですから、こういう町の基本方針が変

わったら、少なくとも議会にもその旨の連絡ぐらいあってもしかるべきだと思います。それは主要施策としての認識がないのであれば、そんな連絡をしようという意識ありましたか。連絡されてなく、最終的に配られたのが6月議会の最終日やったんですよ。その点ははっきりしてください。

ほんで、国交省はね、空き家というのは1年以上誰も住んでいない状況の家屋、定義がされている。廃屋というのは住む人がいないままに荒れた家屋と定義しているんです。これまで何度も質問をしてきましたが、この空き家の方で特定空家として活用するのは難しいと。一部町有地の問題も。それであればね、知恵を働かせて、今のままでは放っとけないんだから、何かできないかということで、私は廃屋対策としてやればどうかと。廃屋対策であれば、この特定空家でなければいけないわけですよ。これは12件放っとけないでしょうが。危険なんだから。町自身が危険だって認めてるわけですから。今、これまで、この逆で家のリフォーム制度ありましたね。最近やっぱり少し利用が少なくなっているみたいですから。それは廃屋の解体に補助金を出すのはどうかという議論もありますけど、やはり住環境を整備するという点からいえばね、リフォーム制度と同じだと思います。廃屋対策として検討してはどうかということ。だから今回は「空き家、廃屋対策について」ということで質問をしているんです。その点いかがですか。廃屋対策として検討をされませんか。

それから、一部町有地の問題ですが、弁護士さんというのはどのような相談でも必ず面談記録や議事録を作られておられますよね。そこでお尋ねしますが、そういう弁護士さんとの面談記録。そういうものは町にはあるはずですから、その記録の提出。本当に何が問題になっているのか明らかになりませんから。そのまじ記録があるのかどうかだけ、あるかどうかだけ質問させてください。

最後に、一部町有地になっている空き家がもう本当になのかどうか。私の調査ではまだあるようですが、引き続き調査を求めます。

河合議長 わし、今、ここでわし、おまえ、いらいらしとんのやけど、委員会でわし、聞いたんやけど、はっきり言うたらどうですか、答弁。同和対策事業の一件でしょう、この付近は。持ち主がおるんでしょ。金をもろうとるくせに、何十年前に。はっきり言いなさい、はっきりと。わしはさっきからしびれが切れとるんや、ここで。委員会で尋ねますよ。質問やるよ。質問したら、当然してると知ってますよ、この件は。昔隣に住んどったんやから。空き家、空き家というけど、持ち主がおるんでしょ。

中塚議員 議長、議事進行してください。

河合議長 今担当課長、はっきり人権課と言うたん違うの。

答弁者、誰ですか。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

ただ、主要施策の中で認識がなかったという点につきましては、認識はしてま
したけど、ちょっと記載が漏れていたなので、この次の決算の主要施策の方で記載
をさせていただいた次第です。

また、公表につきましては、3月17日にホームページの方で公表の方をさせ
ていただきました。議員の皆様にもお渡しさせていただければよかったです
けども、第1期の策定計画をお渡しができなかったということやったので、
ちょっと第2期の方もお渡しの方をできなかったということです。

また、廃屋につきましても、一定のルールが必要なことがあるため、今、豊郷
町の空き家の除却支援事業補助金の交付要綱の中でも対象建築物としては特定
空家であることを要件として定めておりますので、ご理解の方を賜りたいと思
います。

以上です。

河合議長 行政代執行して予算上げたらええんや。潰せ言うてんのやから。

暫時休憩をいたします。45分まで。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時46分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

続いて、一般質問を行います。

井上喜美子君の質問を許します。

井上議員 議長。

河合議長 井上君。

井上議員 町管理施設のLED化についてお尋ねします。

近年、燃料の高騰化により電気料金が上がって行く状況であります。現在、
町が管理する電気設備の現状と今後について説明を求めます。今後、LED化に
変える予定はあるのか。ソーラー、蓄電池の設置は考えているのか。町営住宅共
用部分のLED化の現状、予定について答弁を求めます。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、2番井上議員の町管理施設のLED化についてのご質問のうち私

からは①番と②番についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のLED化につきましては、役場庁舎、日栄小学校の増築部分等近年整備された施設・建物については当初からLEDで整備しておりますし、豊栄のさとの事務所、学校の体育館等の既存の施設のLED化も順次整備しているところで、ほかにも使用している照明機器が故障した場合にその都度LED化を進めているところで、今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。

2点目の太陽光発電につきましては、役場庁舎、豊栄のさと、北部浄水場、両小学校、中学校に、また蓄電池については役場庁舎に設置しております。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、井上議員の町管理施設のLED化についての③番、町営住宅共用部分のLED化の現状・予定について人権政策課からお答えいたします。

まず、町営住宅の共用部分の電気設備についてですが、公営住宅の3階建ての共用廊下及び非常階段等の蛍光灯について、現状は従来から一般の蛍光灯が設置されております。供用箇所の電気料金及び蛍光灯の交換等については、議員ご存じのとおり、入居者の共益費の中から負担されております。電気料金の高騰化を懸念されるのであれば、現入居者の中でご相談いただき、LEDの蛍光灯に変更していただければと思います。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

井上議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

井上議員 蓄電池についてですけど、災害時、集合場所になっているところにも今後、設置は考えていないのですか。

それと、町営施設であるのに、入居者で器具を考えて設置するということはどういうことですか。

総務課長 はい、議長。

河合議長 はい、清水総務課長。

総務課長 それでは、井上議員の再質問にお答えをしたいと思います。

蓄電池について災害時のためにほかに設置をしないのかということでしたけれども、検討は進めてまいりたいと思います。ただ、一方で、高価な物でございますので、なかなか踏み切れない部分もございます。また、現在のところ、避難所につきましては発電機等の設備も。簡易な可搬式の発電機ですけども、準備を

しておりますので、一定の対策は取れているということを考えております。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 井上議員の再質問にお答えいたします。

器具についてでございますが、器具はそのまま蛍光灯のみLEDにする方法がございます。球の交換については従来どおり共益費の中で補っていただいておりますので、球交換については共益費の中で賄っていただきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

井上議員 結構です。

河合議長 次に、本田清春君の質問を許します。

本田議員 議長。

河合議長 本田君。

本田議員 登下校中の子どもの交通事故から命を守るためにということで、要旨を質問させてもらいます。

登下校に交通安全のために車道と歩道の区別を行う必要があります。どのような対策を行っておられますか。また、登下校の道路にはグリーンベルトが引かれていますが、色が消えかけているところも見受けられます。色が消えかけている箇所は補修することを求めます。いかがですか。また、通学道路は公道であります。駐車中の車をなくす広報活動を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 本田議員の質問にお答えいたします。

車道と歩道の区別については、今のところ外側線を引いて対応しております。登下校の道路、特に中山道はグリーンベルトを引いておりますが、そのほかの交通車両が通るところで危険と判断したところはグリーンベルトも引いております。グリーンベルトが消えかけるところは、点検して補修をしていきます。

通学路の駐車中の車をなくす広報活動は、交通規制となるので警察に行政でどのような対応ができるか相談していきます。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

本田議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

本田議員 本当は子どもが通るところは車道より一段高く歩道を設置するというのが一番安全なんです、町内では今のところ、それはなかなか難しいと。だからグリーンベルトで代用していると思うんですが、町内の幹線道路、言わば幹線道路という呼び方は先ほど雪道の話で出ていましたが、車が比較的良好よく通るとされる道路ですね。そのところでのグリーンベルトはどれぐらいの配置をしていますか。まだあるところがあればすぐにやっていただきたいと思うんですが、現状を教えてください。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 本田議員の再質問にお答えいたします。

現在、町内のグリーンベルトは8.3キロメートル引いております。令和5年度はそこに0.5キロメートルを追加する予定でございます。

河合議長 再々質問はありますか。

本田議員 なし。

河合議長 はい、次行ってください。

本田議員 補聴器購入助成金への所得制限を撤廃し、補助金の増額を求めます。

町内において補聴器購入を求める人は増えています。難聴は「予防できる要因の中で、難聴は認知症の最も大きな危険因子」との指摘もあります。また、聴力低下の自覚がない人や聴力低下は自覚はあるが、現在、補聴器を使用していない人の割合も多く見られるという調査結果も報告されています。行政として聴力低下の人に補聴器の必要性を知らせることが必要ではありませんか。現在の補聴器購入費の助成制度を見直す必要があります。

豊郷町補聴器購入費助成事業実施要綱に基づく制度ができてから4年目を迎えています。これまでこの制度の利用者は何名ですか。まずは、実施要項2、(3)の「助成を受けようとする者の市町村民税が非課税の者」となっています。これを撤廃すべきだと考えますが、いかがですか。また、助成金額の上限は2万5,000円となっています。購入しやすくするには上限を倍増すべきだと考えますが、いかがですか。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 3番本田議員の補聴器購入助成金のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご提案の聴力低下の人に補聴器の必要性の周知につきましては、聴力低下の要因は様々で、現在のところ、補聴器助成の周知をもってホームページや広報で啓発をさせていただいているところです。

また、これまでの利用者につきましては21名です。

非課税要件の変更や購入の上限額の拡大については、現在のところ考えておりません。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

本田議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

本田議員 助成への申請が、今の回答ですと3年半で21件という状況だということですね。3年半で21件ということはどう見るかですが、これはなかなか町民が利用しにくいという制度になっていることを現しているんじゃないでしょうか。その中に町民税非課税という所得制限があることが大きなネックになっていると思われませんが、いかがですか。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 本町の助成につきましては、18歳以上の方から利用できるということもあります。年齢要件を幅広く設置させていただいておりますので、より周知の方に努めさせていただきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

本田議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

本田議員 実施要綱の町民税非課税という所得制限があるということについては触れられていません。ここがネックだという点ではないかという私の質問にまず答えていただきたいと思います。1点目ね。

再々質問に入ります。

補聴器は傷病とは違います。だから国民保険など対象にはなっていません。補聴器は片耳で30万円と聞きました。伊藤町政が「一生青春」をスローガンとするということですが、町として補聴器使用を希望する全ての人が安心して持て

るよう助成金を大幅に増額し、補聴器の所持を促すということが行政として、今、大事ではありませんか。回答をお願いします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 すみません。本田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほどは非課税についての回答をさせていただけてなくて申し訳ございませんでした。

現在、非課税要件につきましては、町の方でさせていただいているんですけども、まず非課税要件というよりも周知の方が徹底できてないのではないかとというような課題を持っておりまして、非課税要件につきましては現在のところ、現状のままでもう少し周知の方を拡大させていただきたいなと思っております。

補聴器の助成についてですけども、購入費につきましては、低いといいますが、助成の金額を見ますと、4万9,000円ほどから申請されている方もいらっしゃいまして、高い方ですと両耳で70万円という方もいらっしゃいまして、様々ですので、その方に合った補聴器というのが金額お幾らぐらいになるのか、ちょっとそこの方も調査はできてないのんですけども、低いものから高いものまでであるということがございますので、そのあたりにつきましても、今後は町内にも機器を取り扱っていただいている事業所がありますので、そちらの方で確認していきたいなと思えます。

難聴と認知症の関係につきましては、現在、徐々に明らかになっているということで。ただ、科学的な根拠というところはまだ解明されていないということで、国立長寿医療研究センターによると2027年度まで研究の方が延長されていると聞いております。ただ、難聴につきましても聞こえないということについての認知症にかかる因子というのは非常に大きいものと感じておりますので、まず聞こえないということについては専門のお医者さんで相談していただきまして、認知症の方の対策のサービスの方につなげていきたいと考えておりますので、そちらの方もご了解の方、よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 3番目行ってください。

本田議員 3番目行きます。

小中学校の体育館にエアコンを設置すべきではないか。

ここ数年記録的猛暑が世界各地で続いています。国連事務総長は「地球沸騰の時代」というほど近年の暑さは異常です。日本の7月は観測史上最も平均気温が高かったと言われております。8月は滋賀県内でも危険な暑さを知らせる警戒ア

ラートが連日出されました。近年の危険な暑さが続く中、学校の体育館を使って熱中症の事故を起こしてはなりません。また、台風、洪水などにより小中学校の体育館は町民の緊急避難所としての機能もあります。草津市では、小中学校体育館のエアコンを設置を終えていますし、湖南省では81.3%です。文部科学省は教育環境の改善のために経費の3分の1の補助、総務省消防庁所管は住民の災害に強いまちづくりをするための単独事業100分の70%の補助が出る制度があり、これらを有効活用すれば体育館を改修し、耐熱工事などを施し、空調設備ができます。子どもの命を守り、町民の避難場所としての体育館のエアコン設置は緊急的に必要と考えますが、いかがですか。

教育次長 はい、議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田清春議員の小中学校の体育館にエアコンを設置すべきのご質問にお答えいたします。

学校施設環境改善交付金の大規模改造（空調・冷暖房設備整備）事業にて屋内運動場を対象とした補助制度につきましては、屋内運動場に空調を新設する場合は事業費の補助率2分の1、上限7,000万円が可能となっております。ただし、当該交付金の補助要件として、屋内運動場の空調設置については当該建築物に断熱性があることと定められております。本町の小中学校体育館には断熱性がないことから、空調設置と併せて断熱性確保のための工事を同時に実施する必要があります、その経費も補助対象として含まれるものとなっております。

現在、小中学校校舎の空調設備の更新工事を計画的に実施していること、今後、小学校トイレの洋式化の計画的な整備を行うこと、財源の確保等緊急的な整備は現時点では困難と考えます。ただ、快適な教育環境の整備、避難所としての機能強化等、屋内運動場への空調設備整備について、今後必要な事業としては認識しておりますが、学校施設環境改善交付金の全国ベースでの予算総額、断熱工事を同時に実施する必要があることによる費用のかさ増しに対する補助率の引上げ、交付金の交付上限の引上げを要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

本田議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

本田議員 私の質問に対する答弁があり、必要性は認識しているという回答がありました。私は前進的だと考えています。ただ、体育館でのエアコンの設置というのが

困難な理由も幾つか述べられました。私は質問でも述べたんですが、草津市の小中学校は20あります。答弁で述べられました体育館にエアコンを設置することの困難な条件は、多分ね、草津市内でもあったと思われま。そこを突破して、子どもと住民の避難所として緊急的に必要なんだということが求められ、体育館にエアコンを設置してるとというのが、今、紹介した2つの市です。設置できない理由を述べるよりも、設置に向け議論を始めるべきではありませんか。回答を求めます。

教育次長 はい、議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

草津市と湖南省の設置の状況の方を教えてくださいましたけれども、こちらにつきましてはスポットクーラーによる空調設置でございますので、学校施設環境改善交付金の補助金は活用できません。本田議員の方が一般質問の方でありました100%充当率の交付税参入100は緊急防災減災事業債のことかと思っております。こちらにつきましては充当率100%ですので、当年度に全額、スポットクーラーを購入して、それが後年度に交付税参入が必要ということで。こちらにつきましても当然、費用の方が必要になりますので、それが一括で全ての小学校、中学校に整備されていない。草津市、湖南省さんの状況は確認の方はしておりませんが、単独事業でそれぞれ設置の方をされていたかと思っておりますけれども。当然、予算の方も必要ですし、計画的な整備、学校施設の方のほかの補助金の方もございますし。

環境改善交付金の方を活用する場合は当然、先ほども申し上げましたとおり断熱工事が必須条件となってきます。既に断熱工事を設置されている他の市町村の状況の方を確認させてもらったんですけども、全体工事が1億数千万円かかったうちの空調設備が3,000万円、断熱工事が1億2,000万円必要やったという結果の方も出ております。3校、当然、小中学校と体育館、特に日栄小学校については昭和44年、豊郷小学校については昭和63年、それぞれ50年以上経過しておりますし、豊小につきましては30年以上経過しております。建て替えの話の方も当然必要かと思っておりますので、そこも踏まえて今後、必要な事業。防災担当課である総務課の方と協議の方はしていきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

本田議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

本田議員 私はね、これは政治的な決断だと思うんですよ。町長にお伺いしたいんですがね。

校舎へのエアコン設置は終わりましたよね。中学校も終わりました。これは平均気温が年々上昇しているため、学習に集中して取り組めないということがもう社会的に明らかになってきています。これからは体育館でのエアコン設置が緊急に求められます。なぜなら、熱中症は運動中にリスクが高まることが明らかになっているからです。熱中症は体育の授業や部活動などの運動中におきていることが全国的に報告されています。このままでは体育館で夏の間、安心して教師としては体育の授業ができない。また、子どもも保護者も不安なままで学校へ行かせていると。このようなことが起こる可能性があります。また、体育館は気温、湿度が1度上がると下がりにくいという条件があります。広いですから。設置に向けた議論を始めるチャンスが来たんじゃないじゃありませんか。伊藤町長、どうですか。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、3番本田議員の再々質問にお答えします。

滋賀県の、県内の避難所の場所が919避難所があります。そのうち学校施設、体育館、武道館、小学校、中学校、高校であります。空調設備がついてるのは1か所しかありません。議員のおっしゃっているのはスポットクーラー、移動式のやつですから、あれは空調設備とは、なかなか避難所では使えないです。どうですか、体育の授業で使うのはなかなか難しいと思います。

それと、この令和5年度、私、自分のことになりますねんやけど、全国の公立学校施設整備期成会の会長をしております、今現在、令和5年度の当初予算がこの学校施設の整備にかかるのが687億円で、とてもやないが、その整備に手をつけられないのが、これ、全国で言われております。そして、ましてや令和2年度で多くの議員の皆さん方が防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策の延長を決めていただいて、国の方も延長しました。そのおかげで、これ、徐々に予算がついてきてるんです。政治的とおっしゃったら、本田議員はこの防災・減災5か年加速化対策に賛成ですか。そういうことの中でしっかり現状を抑えたままでやっていただきたいなど。それで、これ、10月の補正予算に2,000億円、あと1,313億円上積みするように、この10月から国会議員の皆さん方とその部会の会長もおられますから、それと共に要求をしていくんです。

それとともに言いますように、しっかりと暖房やら冷房が効くように断熱をしてからやらなければならない。そういうことをしているのは全滋賀県で1か所しかありませんので。

まあ、これはやはり、課長言いましたようにね、今日の課題として十分受け止めながら、その予算の状況等計画的にはやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

河合議長 村岸善一君の質問に移ります。

村岸議員 はい、議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

町長、教育長にお伺いいたします。龍ヶ池の今後の取組についてをお聞きしたいと思います。

去る7月の22日に「龍ヶ池の歴史を汲み上げる」と題し、調査報告会が多数の方の参加をいただき、意義ある開催だったと思いましたが、これからの龍ヶ池をどのように進めていくのかが心配です。そうした中で、学芸員の方から私に「終わりましたので工事を進めてもらって結構です」という連絡がありました。これは電話連絡であります。

そこで、各担当課の方にどのように連絡があり、今後、どのように取り組んでいただけるのか、答弁を求めたいと思います。

教育次長 はい、議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、村岸善一議員の龍ヶ池の今後の取組についてのご質問にお答えいたします。

まず、7月22日に開催いたしました龍ヶ池シンポジウムに多くの方にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼の方を申し上げます。

各担当課の動きとしましては、現在、世界かんがい施設遺産の登録に向け、産業振興課にて農林水産省と協議の方を進めているところです。教育委員会事務局社会教育課では町史編さんに必要な資料の収集は終了し、その区切りとして、先ほどのシンポジウムを開催したところです。

教育委員会といたしましては、今後、こういった形で町史に掲載していくか検討を進める予定です。

龍ヶ池の整備については、現在の状態をできるだけ残した形での改修を教育委員会としてお願いしていくこととなりますが、龍ヶ池をどのように整備するか最終決定はあくまで石畑区で行っていただくものであり、その決定に応じて地元負担に対する補助制度の創設を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

村岸議員 それでは、再質問いたします。

今、次長の方から話がありましたが、それは教育委員会に学芸員の方から連絡があったんですか、なかったんですか。それを聞いたかったんです。私の方には「終わりましたので工事を進めてもらって結構です」という連絡がありました。だから、教育委員会ならびにほかの担当課の方にもそういう連絡があったのか、なかったのかを聞いているんです。今の答弁は答弁になっていません。確かに自分の言いたいことだけ言うただけであって、私に言うたことに対して答えが出ておりません。学芸員からほんまになかったのか、あったのか。

私はその22日に、24日の日に学芸員の方から連絡ありまして、その足に教育委員会の方に連絡を入れました。もう夕方でしたので課長しかおられませんでした。課長の方から連絡いただいて、25日の日に教育長とお会いして、この話はさせていただいたと思います。それで、恐らく教育長の方から学芸員の方にもね、そういう話をしたのかということをおっしゃっていると思いますが、その答えはもらっていませんし、教育長は「今日、ちょっと相談します」という話をされましたね。その答えもまだもらっていません。それにつきまして、工事を進めるのは地域整備課の方で進めていただけますのでね、そちらの方にも多分連絡が行っとるもんと思いましたが、何の連絡ないということはどういうことか。石畑といたしましても、私といたしましても動きようがございません。だから、今日ここに質問しているわけです。これもこの9月議会が終われば、質問する機会があるかないかも分かりません。これで皆、議員は終わりますので。次の機会が質問できるかできんか分かりません。ここではっきりと答えを出していただきたい。今後の龍ヶ池は本当にどのように進めていただけるのか、しっかりと地域整備課含めて庁内で検討していただきたいと。石畑といたしましても、地元といたしましても、水を上げて早く米を作りたいんですね。先祖の先輩方もそれを望んでおられます。そこで、この文化財等いろんな話出てきました。もう3年以上待っているわけです。早く結論を出していただきたいと思いますが、その学芸員からほんまにどういうことか、聞かれたのか、聞かれてないのか。そこをはっきり答えてください。

教育長 はい、議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 村岸議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど、学芸員から聞いたとかどうかというお話でありましたが、学芸員はあくまで町史編さんの中での資料の資料編のこの記事の収集に行っていたと、こういうふうに話しますので、一旦その仕事は終わったのは、これ事実でありますので、そのことの報告は受けたということでもあります。その次については、先ほど次長の答えたとおりであります。

以上です。

地域整備・

上下水道課長

議長。

河合議長

山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長

村岸議員の再質問にお答えします。

まず、学芸員から地域整備課に連絡があったのかということですが、連絡はありませんでした。けども、たまたま村岸議員が役場に来たときに「今日、どうしたんですか」と聞いたときに「いや、こういうことがあって教育委員会に来たんや」ということで初めてその内容を知ったのは、お話ししましたのでそのとおりでございます。

あと、地域整備課で行うのは、池の水を上げるという補助がありますので、それを活用するというところでございます。ほんで、今回このように設計を進めていた中で町史編さんで龍ヶ池が結構文化財価値があるということが分かってきたので、今まで設計したのを止めて今、どういうふうに保存するのかという議論に入っているというところで。この間の7月22日の「龍ヶ池の歴史を汲み上げる」のときにもありましたが、僕らは水中までこう、ポンプが入っていると思っていたんですけども、中身を聞いていますと横からこう、水が出てきたり、水管から水が湧いているので浅井戸やというのが初めて分かりました。今まで深井戸か浅井戸か、何でそういう仕組みなのかというのが分からなかったのです。それが分かってきまして、結局、今問題になっているのは三角の逆ピラミッドになっている、そこの部分の杭が朽ち果ててきて、石が落ちてきているというのが最大の問題になっていると思います。それをどのように直していくかが今後のポイントだと思っておりますので、それが改善できればうちの方でまた水を汲み上げる修繕は行っていきたいと思っております。

河合議長

再々質問はありますか。

村岸議員

はい。

河合議長

はい、どうぞ。

村岸議員

それでは、再々質問いたします。

地域整備課の方は水を汲み上げるのが仕事やという話でした。

それと学芸員の方が、大学の先生方がこういう資料を頂きましたので、これによって進めていただけるのかね。これによって進めていこうと思ったら、改修方法の提案1とか2、3、持続可能な考慮をした改修とかありますし。そしてその意見を歴史を見える化にするという提案とかあります。これによってしていけば、予算的にまた今までの予算とところと変わってきます。そうした中でやっていくのには、早く言えば、次長の方は石畑の考え1つでどうでも動くんやという考えでしたので、それなら、「もう関係ないんや」と。「早く水上げてくれ」と言えば、もうこんなも要らんようになります、これ。実際言うて。それを字の方に丸投げするような回答もろうたら、石畑としては今までのやってきたことが何やと。実際言うてですね。始めから何もせんと水さえ上げてもらえれば、今、こんな問題は起こりません。答えは出てきませんので、これをしっかりと町として捉えてもらえるのかね。字にもう任せてしまうのかね。次長は字の答え1つでどうでもなるような考えでしたので、町は知らんという考えです。今の次長の答えやと。それで本当に豊郷町としてええのか。町長、どんなに思うておられますか。ちょっと最後の答え、お願いします。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

もう工事に入ってくれという学芸員が言うこと自体が私おかしいと思います。まだ工事がどのような形でやるかやらないか、こんなことを発言すること自体がおかしい、まず1点おかしいと思います。

ただ、次長のは、教育委員会としてはできるだけ残していただいて、それで改修したいと。しかし最終的には石畑さん、それやったら改修のどんだけかの割合の負担金がある。これにやったら石畑さんもご同意いただいたら、補助金要綱を新たにつくって負担の少ない方をできたら提案したいという、そういう思いです。石畑さんの思いというのは。ほんで、こうやってやったら、こんだけのものが負担がかかりますよと。揚水場の修理と。ほやけんど、これはまあ、町としても歴史的なものやということで、そういう思いの中で補助金を新たにつくってやりますで。だけど、最終判断は石畑さんにしてくださいなということであります。

それと、今の関西大学の安室先生が海中のカメラでいろいろ撮られて水の中の状況が明らかになったと。それで、その設計されているのは東京の方であります。それと、先ほど言いました地域整備課の山田課長の方はこの改修をできたら

するという事、その以前にしたのが、またその設計もあります。それと、その今の水中の中のもの、本当に、実際に見たことはありませんので、どれだけでも分からぬので、ぜひともその設計屋に。2つとも設計屋さんがされて、どういう形の中で改修できるか最終のご指導をいただきたいというのがまず1点で。

そして第2点目は、国の方の今、職員の方と農水省の職員とでリモートでやっておりますけれども、どういう一番有利な補助金があるかないかを今、調査をしているところで、その2つがうまくかみ合っていければ、こういう工法でさせていただきたいということをごちらが石畑に提案させていただいて。あとかかるのでどうなる。それで後は費用面でほら、なければ無理やなというたら、また教育委員会の方で補助金要綱をつくらせて。

ちょっと皆さん、それぞれ職員の方が言葉足らずで申し訳なかったです。ということでご理解賜りたいと思います。

河合議長 次の質問してください。

村岸議員 はい。それでは、次の質問に入ります。

これからの農業への取組についてを質問いたしたいと思います。

今後、農業は後継者問題等、また燃料や肥料等の高騰により農業は衰退すると思われるが、豊郷町としては今後どのように考えて取り組んでいかれるのか。また、耕作放棄地はどれだけあるのか。また、そのうち遊休農地はあるのか。答弁を求めたいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員のこれからの農業への取組についてお答えをいたします。

議員の懸念のとおり、今後、高齢化や人口減少により地域農業を支える農業者の減少や担い手不足により耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適正に管理できないことが予想をされます。そのような中、本町では昨年度、農業用動力光熱費の高騰により影響を受ける町内の農業者に対し、生産意欲の維持と農業経営の安定化を図るため、農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費補助金の交付をいたしました。今年度も昨年度に引き続き同様の補助事業を実施し、農業者に対し、支援をしていく予定でございます。

今後の農業における課題は全国的にも難しい問題であり、国や県の施策を注視し、しっかりと情報提供を行い、併せまして国や県、農協等と協力し、課題解決に向けて尽力をしたいと思っております。

また、東びわこ農協では、高収益作物としてシャインマスカットを推奨されて

おられます。今後、このような高収益作物の生産に取り組まれる農家や新規農業者に対して町として何かできるか考えることも必要であるかと思っております。集落営農法人におかれましても、こういう高収益作物の生産をするなど新しい取組を考えていただき、次の担い手を発掘し、農業経営の継続をお願いしたいと思っております。

最後に、耕作放棄地についてですが、耕作放棄地とは農作物が1年以上作付されず、農家が数年のうちに作付する予定がない農地と位置づけされております。数年のうちに作付されるかどうかは判断がつかないため、現在は把握はしておりません。しかしながら、長年にわたり将来的に耕作の見込みがない農地につきましては遊休農地として把握をしております。現在、町が把握している遊休農地は約5,000平米でございます。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

村岸議員 これから農業は集落法人とか認定農家とかいろいろありますが、皆、高齢化になってきて難しいと。その中において、やはり集落法人にしたって、今までは集落法人は法人の会議等が持たれてました。それがいつの間にか知らんけど、もう立ち消えになって話合いする場すらありません。今の状態では。それはもう何年、2年ぐらい前ぐらいまではその集落の法人が寄って話もしたし、認定農家もそういうなんを立ち上げるような話までもいってたと思います。それはもう立ち消えになってもうてできないというのであります。

その中で、この集落法人をこれからもう高齢化になってどないしていけばええのか、皆、どの集落も迷っている状態やと思います。そこで、やはり豊郷町として何か手を打っていただければ、耕作放棄地がぎょうさん出てくると思います。皆、集落法人等に任せてもらっていても、それができなんだら、皆、放棄地になると思います。既にうちの字でも耕作放棄地みたいな感じになっているところもあります。それは私の方から何とかせいという話もさせてもらって、もう来年から集落法人で引き取ると。できなければ集落法人でするさかいにと言っていますが、それも何年もつか、それも分かりません、また。もう高齢化が進んでおりますので。そうした中でやはり先を見据えて、町として何らか手を打っていただきたいと思うんです。若手育成とはいっても、自分の息子はなかなか農業だけでは食べていけないので、後継ぎするような気も全然ありません。正直なところ言って。手伝え言うたって、ちょいちょいと稲刈りのコンバイン乗って終

わるとか、後の草刈り等になってきたら誰もせんというような状態です、今の若い世代になってきましたら。そうした中でやはり農業を守っていかなければなりませんので、町の方が1つ何かを立ち上げてもええさかいに、守るという感じでやっていただきたいと思います。

それと、今、個人経営しておられる兼業農家が何件ぐらいおられるかね。その方はもう恐らくまた農家離れすると思います。恐らく。もう早く言えば、沢とかそういう補助制度できてない田んぼの地主の方が特に困っておられます。認定農家になれば機械も大型になって、そういう田んぼにはなかなか引き受けてやってもらいにくいと思います。そうしたところも、その農地も何とか大きくするような方法等も考えていけるように補助金等も出してね、1つの田んぼを大きくできるような方法も取っていただきたいと思いますが、その答弁もよろしくお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げたとおり、高齢化に向けて担い手が不足していくのは本当に大変な問題であるかなと思っております。議員おっしゃるとおり、町、また県内でもそういう問題はどこでも言われておまして、問題となっております。

この2年間で現在、地域計画というのを策定する必要がありまして、今後、また数年後、また10年後の農地をどうしていくかというのを話し合っていく、そして計画をしていくという地域計画を定めていく必要があります。こちらにつきまして、現在、アンケートの方を取らせていただいておりますが、農業者の年齢と後継者の有無等を確認しながら、今後どうしていくかというのを地域の中で話し合っていて決めていきたいなと思っております。その中で認定農業者さんや集落営農さんにも加わっていただきまして、今後、どうしていくかというような話合いも一緒に行っていきたいなというふうに思っております。

しかしながら、役場でできていることは知れております。補助等はやっていきますけれども、難しい問題ですけれども集落営農法人さんの中でも何ができるかというのはやっぱり相談していただいて、要望もしていただきたいと思います。近隣の営農さんとも協力していただくとか、地元でやりやすいように。田んぼを大きくするならこういう耕作条件を使つての、補助金を使つてこの田んぼを大きくしたいというような相談はしていただいたら、豊郷町の土地改良区等も含めて相談しながらやっていきたいなというふうには思います。

また、沢や高野瀬につきましても同じようなことで、地域計画の進めていく中

で地域の中で相談していただきながらどうしていくか、案を定めていただいて、本当には場整備とかするような考えでありましたら、当然、地域の地元さんのお金も必要になってきます。そこら辺も本当考えていただいて、耕作条件等の補助金を使ってやっていくような相談もできるかなというふうに思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

村岸議員 最後の質問をさせていただきますが、6月にも農業委員さんの選任をさせていただいたと思いますが、農業委員さんの仕事ですね。やはりそういう遊休農地等あれば、皆、回ってやっていただけるとは思いますが、そういうふうな指導等は農業委員会の方でできるのか、できないのかね。それと、農業委員さんの会長さんが誰になったのか。各集落から出てられる農業委員さんは分かってるけど、それをまとめる会長さんは誰なのか、全然分からない状態なんですね。その会をまとめてもらうのに、農業委員の会長さんがあると思います。その会長さんの名前は誰か言えたら、報告できるんやったら、していただきたいと思います。

それと、ほんで先ほども申しましたように、集落法人と認定農家とそういうなんは、農協も含めて今後についての話し合う場をね、設けてもらうとか、そういうなんができるのか、できないのか。個々にどここの法人とどここの法人が話をせいとかいうんやなしに、一度、もう1回、町がトップになってね、会議を持てるような、話合いを持てるような場を持っていただけるのか、いただけないのか、その点をお願いしたいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 村岸議員の再々質問にお答えいたします。

農業委員会の中でも、ここ数年、コロナ禍もありまして見回り等とかできておりませんでした。今年度、農業委員会の中でも農地の方の見回りの方をしたいなというような話も出ておりますので、今年度は実施をしていく予定はあります。そこでまた、議員おっしゃるとおり、遊休農地とか耕作の今されてないところを確認していきたいなというふうに思っております。

また、先日、農業委員さんの改選がありまして、現在、今回から会長は長谷川光政さんが会長をされて、決まりましたので報告させていただきます。

また、担い手さんと集落営農さん等の相談の場所等を持つことはどうやという話なんですけども、こちらについては確かにそういうような動きがあったと

いうのは聞いております。昨年度も若手の担い手さんの方からそういう場を持ってやっていきたいんやというようなお話もう伺っております。今後の豊郷町の農業のためにもそういう場を持って話合いの場を設けていけたらなというふうには思っております。

以上です。

河合議長 次の質問行ってください。

村岸議員 それでは、次の質問へまいります。

防災対策と消防団活動についてを問います。

本町では、消防団はなくてはならない団であります。日頃は予防活動やいろいろな訓練に取り組んでおられ、今年はポンプ操法大会の出場のために何か月前から早朝訓練をされ、大会では見事な操法を披露されました。

そこで、今年の防災訓練はどのような方法で行われるのか。できれば防災訓練の中で消防団の活動を町民の皆様に伝えるためにも、ポンプ操法の披露を考えられないのか、答弁を求めたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の、防災対策と消防団活動についてのご質問にお答えをします。

まず、今年の防災訓練ですが、当初は体育センター等の拠点避難場所へ避難をしていただき、水防訓練としての土のう作りや起震車と呼んでの地震体験等も検討しておりましたが、申し込んだところ、相手の日程の都合でその日はもう難しいというご返事をいただきましたので、今回は大雨での洪水を想定し、各字の一時避難場所への避難訓練、安否確認や町災害本部への情報伝達、役場から避難所への物資搬送訓練を行うこととして、先日、8月の24日の区長会で各字の区長さんに内容を説明し、協力をお願いしたところでした。それに加えまして、アキレス株式会社さんと協定を結んでおりますので、各字での訓練終了後、代表の方数名ずつでもアキレスさんに募集をいただいて、災害時に提供いただける防災資機材の展示をしていただく予定をしております。議員の皆さんもぜひアキレスの方にお越しいただければというふうに考えております。

また、消防団のポンプ操法の披露につきましてですけれども、練習の成果を見ていただけると本当はいいのですが、一堂に会する場所がないことや水利の関係もございまして、ちょっと難しいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

村岸議員 消防の方は確かに昼夜問わず、いつ何時出動してせんならんや分からん状態ですので、できればそういう一生懸命やったださる姿を一遍皆さんに見てもらふ機会があれば一番ええと思います。昔はありました。そういう場所を。それをすることによって町民の理解も、消防団に対する理解ももっと出てくるんじゃないかと私は思います。

私も消防やらせてもらってて、この間の大会も見に寄せていただきました。暑い中、倒れている方もおられたように、熱中症で倒れた方もおられるように聞いておりますが、その中でも一生懸命やっけてくれました。それは確かにしんどいです。えらいですが、そういう姿をやはり一度でも見られる機会をつくっていただきたいと。例えば次のオータムフェスティバルでもあったら、その会場できると思うんですね。そういうところでやはり披露してもらおうとかすれば、今後の消防団の士気も上がってくると思うんです。町民の方に見てもらふことによって消防団員も士気が上がると思うんです。それと、ほかにも見てたら、これやったら一遍、うちの子にもさそうかなとか。入らそうかとかいう気も親の方としても出てくるんじゃないかとも思います。

それと、先日も女性消防団員が3名入っていただいたということを知りました。確かにいいことだと思います。まあ、それはそれなりの、女性は女性なりの仕事もありますし、男と一緒にホースを担いで走るとなかなか難しいと思いますが、そういうふうにして1人でも女性の方もやってみようかというこの方おられますので、そういうこともPRしていただきたいと思います。

それと、その消防団員の方の活動中の事故等については補償はされていると思いますが、例えば訓練に行く途中の事故等、また火災現場に向かう途中、消防自動車に乗らなくて自分のマイカーで行かれるときの交通事故等の問題等についてはどのように考えておられるのか。また持病のある方ですね。前もそれは聞いたと思いますが、それは自己管理の問題やさかいということで片付けられたと思いますが、もし万が一、持病があって、その訓練等に倒られた場合に補償等はどないすんのかと。それは自分が持病があるために、それは無理して出てきたさかいに、自己責任やで終わらすのか。その点をどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

総務課長 はい、議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、昔は防災訓練ではなく、消防大会をやっておりましたので、消防大会のところでもその披露をしていただくとかいうのも行っておりました。今年につきましても議員ご指摘のとおり、熱中症になるような暑い中、練習をいただきまして大会に無事出ただきまして、すばらしい操法を披露していただきましたことに感謝をしているところです。オータムとかそういうところでということも提案いただきましたけれども、ご承知のとおり総務課にも選手がおりますので聞いてみたところ、なかなかその時期までそのときのその操法の形を維持できるかどうかなかなか難しく、披露するとなればまた練習が必要でなるんじゃないかというようなことも申しておりましたので、なかなか私の方からぜひにというのも心苦しい面があるのもちょっとご理解をお願いできたらと思います。

また、女性消防団3名入っていただきました、というのは私も聞いております。また昔は女性のポンプ操法に出ただきいただいた時代もありましたし、そういうことでますますご活躍をいただけたら、非常に嬉しく思うところでございます。

最後になりますが、消防団員の出勤途上の事故、それから持病を持っておられる方の事故というのか、についての補償の関係ですけれども、ご承知のとおり災害共済に入っておりますので、その出勤の途中になりますと、やはり公務災害扱いに当然なってくると思います。また、持病を持っておられる方が万一何かあったときとかいうのも、そのときの状況に応じては当然公務災害の適用ができるというふうに思っておりますし、何とかしていただけるようにこちら働きかけたいとは思っておりますので。一番いいのは事故がないことですけれども、万一あったときはそれで対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

村岸議員 最後の質問をします。

これは防災訓練についても一度お聞きしたいんですねけれども、今回は各字で避難訓練という形を取るという形でしたが、その中で24日の日に記録的な豪雨に伴い、町は警戒レベル3、高齢者避難等の発令を得て、警戒レベル4、避難指示を発令しましたというときに、大雨が降つとる中で、第一避難所に集合できるのか、できないのか。そこで集合してええのかですね。各字の第一避難所が大雨に、洪水に耐えられるところに全部あるのかですね。その想定の仕事がど

うなっとなのか、それを聞きたいのと、それと、そこからまた拠点避難所への移動というのは今度の訓練には入っていないのか、入っているのかですね。石畑の区長の方から直接体育館の方に行ったらええのかというような話も聞きました。拠点避難所へ。いや、違うでと。第一避難所やでと。避難場所やでと言うたら、そしたら公民館行ったらええんじゃないやなということで、そこからほんで終わりかと。いやいや、そんなことないやろう。恐らく次の拠点まで行けるん違うんかという話もしてたんですが、その点を区長会の方にはどのような連絡が行ったのかですね。その点をしっかりしていただきたいのと、ほんまにこの想定で一次避難場所が避難場所になるのか、ならないのか。それをそういう想定して、第一避難所に避難しなさいという指示が出ているのかね。大雨の中のやつで。洪水が出るという想定で、その第一避難所が洪水に耐えられるところかどうかを想定してしているのか、その点をお聞きしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員がご指摘のとおり、今回の訓練につきましては一次避難場所までの避難の訓練をお願いしたというところで、拠点避難場所への移動というのか、二次避難というのかは今回の訓練ではお願いしなかったというようなこととなりますので、各字の公民館等に集まっていただいて、そこに物資を搬送する訓練をさせていただこうと思っています。

ただ、想定としまして、レベル4の大雨の、洪水の予報が出てる場合にそこまで行けるのかというようなところですけど、実際のところ、レベル4ですと、まだ洪水になる前に出されるもんでございます。ただ、確かに雨はたくさん降っている。本番、もしそういうことになれば降っているとは思いますが、その時点で避難していただくというような想定をしていますので。実際の、本当の災害の場合には、やはりその一次避難場所が低いところで心配やというような場合は、拠点にすぐさま避難していただくことも想定されますが、今回は訓練ということで一次避難場所をお願いしたということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 次に、高橋直子君の質問を許します。

高橋議員 はい、議長。

河合議長 高橋君。

高橋議員 それでは、一問一答でお願いいたします。

まず、町長にお尋ねいたします。

健康保険証をマイナカードにひもづけすることへの見解を問います。

マイナカードに健康保険証をひもづけしたことによりトラブルが発生しています。6月30日には県の保険医療協会が「医療機関での60%余りで不具合が出ていて、不便極まりない」と会見で明らかにしています。

まず、1点、このような実態を町長としてどのように受け止めておられますか。

2点、本来、任意であった、希望者だけであったはずのマイナカードに健康保険証をひもづけすることは、もうこれは半及び強制になるのではないですか。

3点目、本町でのトラブル確認の有無はつかんでおられますか。

4点目、政府は「総点検期限の11月末までに個別データの調査完了を」と迫っているという報道がありました。これは担当者の負担が大きすぎませんか。

5つ目、国に対して「立ち止まって、見直しを」と伝えて、混乱や医療差別を防ぐべきではありませんか。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 はい、伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、8番高橋議員の健康保険証をマイナカードにひもづけることへの見解はということにお答えいたします。

今回の医療機関へのアンケートでカードリーダーなどの不具合でマイナ保険証を読み切れなかった。また「該当資格なし」と表示されるなど、保険証情報が正しく反映されなかった情報トラブルが起こっておることに對し、大変遺憾に思っております。まず、医療機関で正しく資格確認等ができる環境が整うことが大切であると思っております。

以上、答弁いたします。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 高橋議員の健康保険証をマイナカードにひもづけることへの見解はのご質問のうち、2つ目以降についてお答えします。

まず、2つ目の質問についてですが、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際はマイナポータルから健康保険証利用の登録が必要であり、現在、登録されている方についてはご自身の意思でマイナンバーカードに健康保険証の一体化に同意されたものであると認識しております。

3つ目ですが、被保険者、医療機関より同じ方の内容でのお問合せ1件聞いております。内容としましては、氏名の一部が黒丸になっているため、医療機関より被保険者証の提出を求められたとのことでした。理由としましては、氏名の

部が外字、パソコンなどの文字入力ソフトに登録されていない文字であると判断したため、黒丸となったことが原因であります。

4つ目ですが、当課においては国保連合会などから国民健康保険被保険者の資格確認について確認依頼のあった事柄について内容を確認しております。

5つ目ですが、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療を受けられるよう、医療機関等を受診する際の資格確認のための資格確認書について、今後の運用を注視してまいります。

以上でございます。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 まず、第1点、町長遺憾の意を表明されました。これは本当に当然かと思えます。それで、町長に関しては、国に対して立ち止まることをという質問もしているんですけども、これについてはお答えがなかったように思います。町長は町村会の会長さんでもあります。町村会ではどんな動きとなっていますか。情報交換とかなさっていますか。

そして2点目の本来任意であったはずのマイナカードにという件なんですけれども、もちろんちゃんと自覚なさって保険証をひもづけされている方があるのは当たり前です。でも、それを国民全体に。保険証を廃止するということは自動的にひもづけになってしまいますよね。そのことについて強制になるんじゃないですかと私は問うてます。明確な答弁を求めます。

そして、本町でもトラブルがあったという報告を受けました。今、まだ調査中です。いろんな事例がまたあるかもしれません。担当が今、一生懸命データの調査をなさっているということなんですけれども、本来業務のほかにそのことに埋没して大変な状況というのは起きていないんでしょうか。

そして町は、国が100%の方がひもづけをお受けしないとこのことは実現できないわけですよね。国からはどんな指令が来ているのか。全町民がこのひもづけをするように何らかの方法で啓発していく、そういう動きなのかどうかをまずお尋ねします。2点ですね。

もう1つありました。このマイナカードを使っての受診をなさっている方と保険証で診察をなさっている方に料金の差が出てきているんですよ。初診時に20円の加算が行われるとか、いろいろ現象が起きています。これでは本当に皆保険制度が崩壊してしまいますし、そして公平なそういう保険証の扱いにな

らないということがね。国でも検討をやっと始めたみたいですけども、カード全般の不具合、これを対象としなかった。こんなこと予想外だとか、思ってもいなかったで逃げられる問題ではないんですよ。そして保険証がほかの方と入れ違ってしまっている。人命に関わる、そういう大変なミスも起きている。こういうことを鑑みますと、今、ここでしゃにむに、全員にマイナ保険証を持たせるということは危ない、このような認識で国に対しても申す。そのことを私は提案したいんですけども。町村会の様子とともに担当課としても今、どんな動きをしようとなさっているかを答弁ください。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、高橋議員の再質問にお答えします。

国に対しての動向はということですけども、全国町村会の方で国に対して40数項目に分けて令和6年度の予算要望、施策を提案しておりますが、そのうちの5番目のデジタル化施策の推進の中で、行政のデジタル化とマイナンバーカード活用手続のチェック体制に関する要望でありまして、「マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、関連システムも含めた安定的なシステム運用により安心してサービスを利用できる環境を構築することが必要であるが、個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続におけるチェック体制や誤った情報ひもづけの防止を担保する制度の構築等に取り組むこと」ということで要望をしております。

医療保険課長 議長。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 高橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

トラブルのデータの調査につきましては、当町におきましては国民健康保険後期高齢者の保険の方を担当しておりますが、国民健康保険につきましては国民健康保険団体連合会の方がさせていただいております。また、後期高齢者の保険証につきましては、後期高齢者広域連合の方が資格の確認等をしておりますので、当課では先ほど申しました資格のチェック確認の依頼があったもののみさせていただいているところでございます。

啓発につきましては、保険証を今年度8月からのお使いされる保険証に同封させて、マイナカードに保険証にひもづけできることの啓発の方をさせていただいたところでございます。

また、マイナンバーと保険証のひもづけをなされていない方につきましては、

先ほど答弁させていただきました、5つ目のご質問いただきました中にも言いましたように、資格確認書というのを発行させていただく形になるかと思いません。こちらにつきましては国の方も運用がどのようにしていくのがいいのかというところがいろいろと議論されているかと思しますので、その動向を見極めさせていただきながら、今後、速やかに皆さんが医療機関の方を受診いただけるように進めてまいりたいかと思えます。よろしくお願いたします。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 町村会が要望をなさっているということをお聞かせ願って、まず安心しました。そして、その中でその要望等は出すのは出しましたけど、そのお返事とか、そういうのはどのように届くシステムなんでしょうか。教えてください。要望があったらこれについては前向きに考えるとか、これは全く駄目とか、そういうふうなのが出てくるのでしょうか。

そして、町内で。つまりこれは、マイナカードを持たないと医療費に差別が生まれているということはお存じだと思えますけれども、そうなってくると100%の方が応じなければ、すごく格差が出てきてしまいますよね。そういう点と、それから今、一生懸命国も調査しているみたいですがけれども、今のところ、こういうトラブルを解決する展望が生まれていません。そういうところへ今、町内のマイナンバーを獲得してる方は74%ぐらいとお聞きしているんですけども、あとの20数%の方は今後。つまりいろんな町がお誘いをするによって進むと思っているのか。もう100%は無理じゃないかと思っているのか、そこら辺の見解をお伺いします。

そして、町内でも医療機関、お聞きしました。本当に。マイナカードは持っていますと。しかし出すのは保険証ですという方は多いという現実があるんですよ。さっきの資格書を準備してますという答弁ですがけれども、それだったら今までの保険証で十分間に合うんじゃないかと。本当に矛盾したことを国が押し付けようとしているんですけども、それについての見解を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

要するに、国に要望の回答はどうなるかということですがけれども、それはそれぞれにまた回答あると思えますけれども、適切に対応させていただきたいという回答になると思えます。

それと、資格確認書についてはまだ決まっておりません。資格確認書を発行するだけで5億5,000万円かかりますから。それよりも、そしたらシールの方が安くつくんじゃないかというようなご意見も出てますので、まだどのような流れになるか分かりませんので、よろしく願いいたします。

医療保険課長 議長。

河合議長 小西直美医療保険課長。

医療保険課長 高橋議員の再々質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの交付につきましてもご質問いただいておりますマイナンバーカードと保険証の一体化につきましても個人の判断であると思っております。

あと、初診料の金額の差というのは、違うということは認識しております。こちらにつきましては、国の方で点数を定めておりますもので、こちらで決めさせていただくことはできませんけれども、ある一定保険証のお見せされている方についてはコピーを取られたりとかされていることもありますので、その部分の費用等も出ているのかなというふうには思っております。

以上です。

河合議長 次の質問へ行ってください。

高橋議員 それでは、町長、教育長にお尋ねします。

教育福祉施策のさらなる充実を。

幼稚園、保育園、小学校を狭い敷地内に無理やり複合化してしまった弊害が20年後の今、現れています。狭さから来る環境改善について以下問います。

1つ、子どもたちが安全にのびのびと遊べる環境づくりについて、現場との協議状況はいかがででしょうか。保育園、幼稚園、学童施設別にどのような問題を抱えていると把握されていますか。その解決策への展望を知らせてください。

2つ目、ほかの市町の校内や施設見学もなされているかと思しますので、その報告と感想を求めます。特に、6月議会では多賀町の学童保育を見に行かれたらどうですかという提案をしてみました。そのことも含めて問います。

人的環境の1つである保育士・指導員確保については、来年度において待機児童を出さない、このためにどのような取組を考えておられますか。

4点目です。兵庫県明石市は、子育て支援に力を入れていることで知られていますが、泉元市長は少子化対策について思い切って財政を福祉と教育に注ぎ込むことを、これが必要なんだと。「やる気になれば実現できる」とご自身が実践してきたことも、そのことを基に発信しておられます。町独自の講師、保育士、学童保育指導員確保のためには、この路線を参考にして町独自施策として充実

をさせ、待遇改善に予算をつけることが大事ではないでしょうか。その際、保育士は専門職であるということを考慮して、ほかの職員との兼ね合いで難しいという、この発想から転換をして、労働に見合った、そして資格に見合った待遇改善が必要だと思います。特に希望する非正規職員には正規化への道を開き、一生の仕事として誇りを持って仕事に打ち込めるようにすることが大事です。

愛知県議会では、「子どもたちにもう1人保育士を」という請願が採択されました。ゆとりを持って保育することは、子どもたちを丁寧に見ることにつながります。今を生きる子どもたちのために最善の環境を整えることが求められているのではないですか。

県下の中で早い段階で18歳までの医療費無償化や給食費無償化を実施した自治体として先進を切っている本町です。教育、保育、学童保育の環境整備についても同じ立場に立って前進することを求めるものですが、いかがでしょうか。

教育次長 はい、議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋直子議員の教育福祉施策のさらなる充実をのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の現場との協議状況についてですが、個別に協議の場は設けておりません。日々の業務の中でそれぞれ担当に報告あれば、課内で情報共有の方を行っております。

保育園、幼稚園、放課後児童クラブとも老朽化に伴う修繕費が年々増加の方をしております。こちらにつきましては、計画的な改修を行うべきと考えております。

2点目の他市町の施設見学については実施しておりません。

3点目の保育士指導員確保については、6月議会でもお答えしておりますが、確保に向けて民間事業者を活用しつつ、継続的に募集を行っております。

4点目の待遇改善については、令和4年12月議会で総務課長がお答えしたとおりです。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 それでは、再質問をさせていただきます。

従来と変わらない答弁だったと、このように思います。

まず、現場とは報告があればそのたびに情報共有されているということだっ

たんですけれども、それではどのような現場からの悩み、また改善についての提案等が出ているのでしょうか。学童施設につきましては、私も現場に寄せていただいて、本当に狭さから来る大変さというのをお聞かせいただきました。特に日栄小学校のランチルームにつきましては、ここもそうですけれども、天井がすごく低いんですね。低いですわ。そしたら、声がこう反響して、子どもたちの声がすごくこう、普通以上に大きく響いてわいわい言っている、そういう感じで困っているというお声も聞いておりますけれども、そういう声は伝わってきていないのでしょうか。

そして、度々、これも私、指摘してきましたけれども、40人以上の子どもたちがあの狭い場所に。極端な言い方をしますと、詰め込まれている。こういう状態というのは子どもたちの健やかな成長、放課後をゆっくりと過ごす。こういう学童保育の視点から本当に厳しい状況だと、このように認識はされていないのでしょうか。

特に愛里保育園につきましては、20年前のどんな施設にするかというときに頑張っておられた方々の子どもさんの子ども、つまり孫に当たる子どもたちが今、通う時代になっています。そうすると、狭いので体を思い切って使う遊びがやりにくいんじゃないかとか、ブランコや滑り台などはとても子どもたちが接触しやすいので、本当に危ない。こういうふうに保護者やおじいちゃん、おばあちゃんの声として聞こえてきています。こういうことも教育委員会及び担当課には届いていないのでしょうか。感じないのでしょうか。

そして、2点目の学童施設の見学。本当に私は「百聞は一見にしかず」という言葉があります。だから見に行ってくださいよと。「1棟、2棟目のものも、ちゃんともう建ててはるのが間近にあるじゃありませんか」と提案したら、確か次長は「見に行くことは可能です」と、このような答弁だったから、期待を込めて今、その感想等をお聞かせ願えるものと思って来たんですけれども。そういうところを見に行くという行動はどうしてされなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

人的保育環境、これはもちろん、町が頑張るのもあれですけれども、先ほどの町村会の要望事項の中には保育士の配置基準の見直し、こういうことは要望として入っていますか。本当に70年ね、変わらない配置基準というのが今、大きく話題になって、国民の中でもこんなたくさん的人数を1人の保育士でやっているのかというのが伝わってきて、愛知県では大きな保護者を中心として運動が起き上がって請願として実ったということもお聞きしています。町として、本当に国に向かって物を言うことと、国が、県がまだ腰を上げないんですから、配

置基準を。それ以外を配置基準では十分ではない、その部分を町としてプラスしていく、このような協議が必要な時期に来ていると、そのように認識をされませんか。

そして、3点目の人的環境、離職者をできるだけ出さないというのがその中にも入っています。国が、これもなかなか腰を上げてないんですけれども、保育士さんのカウンセラーというのをやっているところがあるという新聞記事をご紹介します。

「保育所とか幼稚園などで保護者や職員向けのカウンセリングが広がっている」という記事です。保護者は発達の度合いなど育児に関わる悩みを相談しているそうです。「職員は気になる子どもとの関わり方を学べるほか、カウンセラーが保護者とのパイプ役にもなるため、負担軽減につながっている。保育士の離職防止に対する効果を検証する研究も始まった」という、そのような記事を目にしました。先生たちは本当に日々、ご奮闘くださっています。しかし、その中で子どもたちを相手にどうしたらいい。ベテランでも今、大変な思いをしているという現状があるというのは教育委員会もつかんでおられると思います。最近、子ども像が変わり、ベテランの職員でも対応に戸惑うという、そういう声もよく聞くと聞いています。この制度というのはキンダーカウンセラーという制度のようです。保育園の中に先生たちにもカウンセリングしてもらって対応策を助言してくれる。そういうことで1人抱えて悩んでいる保育士、そういう方が減ることを思って提案もしているんですけれども、そういう保育士の悩みに沿う、そして1人でも多くの職員さんで見守っていく。このことを再度提案したいと思います。

その請願については、今、こういう時代になってきているということをどのように。私、今、お知らせしましたけれども、どのように捉えられましたか。そして、独自施策に。以前はね、町独自で頑張るとペナルティが県とか国から課せられるという時代もありましたが、町独自で増やしたら何かペナルティ、まだありますか。もうない時代になっていると私は認識しているんですけれども、いかがでしょうか。今、本町の小学校でも35人以上のクラスがありますので、もう今や30人学級、当然の要求として上がっています。そのことをどのようにお考えかお答えをお願いいたします。

教育次長 はい、議長。

河合議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再質問にお答えいたします。

いつもと同じ答弁をというお答えをいただきましたけれども、いつもと同じ内

容の質問をいただいているのでいつもと同じ答弁をしておりますので、その点ご理解のほどよろしく申し上げます。

まず、現場との情報共有改善の提案につきましては、それぞれ情報がくれば、その修繕箇所、必要な部分については、今回も補正でも計上しておりますけども、幼稚園のトイレが壊れたとか、そういう部分については補正予算、必要な部分は計上の方をしております。

天井が低い、声が響くということですが、どうしても子どもさんが集まる施設でありますから、声が響くのは一定やむを得ないのかなというふうな現時点では考えております。天井が低い部分に関しましては、当然、防音壁等を入れてもどうしても反響するというのは、子どもがいる施設ですので一定やむを得ないのかなというふうには考えております。

子どもが詰め込まれて厳しい状況だということですが、これまでも40人以上で。夏季休業中は子どもの数は増えますけども、平日は40名を超えることがあまりありませんので、割とゆったりとした状況で学童されているのかなというふうには考えております。

あと、保育園のブランコが危ないという声が届いていませんかということが、届いておりません。私、保育園長で定期的に保育園の方、行っておりますけども、うまくそこら辺、調整しながらブランコの方をやっておりますし、以前、私の子どもが幼稚園に行っている際はブランコは友達と交代をしながら危なくないようにやっていたという景色を見ておりますので、そこら辺は子どもさんも当然、そこへは注意はしておりますし、保育士も注意しながらやっているというふうに考えております。

見学は可能やという答弁、6月当然、させていただきましたけども、なぜ行かないのかと。必要がないので行っておりません。

配置基準の見直しが町村会で要望にあるのかというのは、これは要望の方は、滋賀県の町村会の要望としてはございません。当然、こちらの方につきましては配置基準を見直して今、現在の配置基準を緩和して、子どもの数をより少なくすれば当然、必要な保育士は増えますので。その要望をすることで必要な保育士が増えて、ほかの子どもさんの待機児童が増えるというのになれば本末転倒でございまして、まず保育士の確保をした上で配置基準を見直していただくというのが国に対しては本来思っていることではございます。

あと、退職者に対するカウンセラー等、キンダーカウンセラーですか。当然、うちの方には産業医の方もおりますので、そちらの方で職員の悩みについては相談の方をできる体制の方は取らせておりますし、発達をお持ちの子どもさん

と保護者さんとのあつれきとか、その間に挟まれるというのは、湖東衛管の方にあります児童発達支援事業で心理判定員が正職2人と臨時が1名で計3名の心理判定員の方もおりますし、それぞれ園訪問の方もしていただいておりますので、その中で保護者との情報共有の方はしていきたいというふうには考えております。

時代背景はというものは、以前であれば「ちょっと変わった子」、言い方がちょっと悪いかもしれませんが、「ちょっと変わった子どもさん」というのが今はもう全て発達障害というふうな枠の中にはめられる。その発達障害の枠にはめることの是非そのものもあるかと思っておりますけれども、それぞれその子どもさんは個性の方ありますので、その個性をお持ちの子どもさんの保護者さんがその子どもの個性をどう把握しているのか、そこら辺の捉え方と保育士の捉え方のそごによってなかなか難しい部分があるかというのは、時代としては感じております。

あと、保育士の報酬を引き上げた場合、ペナルティがあるのかと。ペナルティの方はございません。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 それでは、再々質問をさせていただきます。

同じ質問を繰り返さざるを得ないと、この4年間だったかと私、そのように思います。本当に豊郷は教育・福祉に手厚い町というのが滋賀県でね。豊郷はいいなというのをずっと私、言い続けてます。皆さんに誇りを持ってお仕事をさせていただきたいから、そのように言ってます。じゃあ、その延長線で保育園とか学童保育にももっと力を注いだらいかがですかと、このような提案を続けさせていただきました。

6月議会では見学に行くのもすごく期待が持てるような答弁だったように思ったんですけども、「必要がないから行かない」と。こういう本当に、私、自分の耳を疑ったんですけども。今、子どもたちが、学童の先生方が悩みを直接なかなか訴えられないでしょう。けども、去年取った滋賀県の調査などにもやっぱりゆったりとしたところで過ごさせてほしいとか、そういうのはあります。載っています。それをきつともう私は「なぜ冊子を持ってないんですか」というのも聞きましたけれども、もう入手されていると思います。保育園や学童の先生がどんなふうに関心、悩み、困ってられるか。どんな保育をしたいと思っているかとい

うというのはつかんでおられると思うんですよね。それで、一步前進かと思った見学にも行ってらっしゃらないということですので、やっぱりどこか、もう豊郷の枠だけにとどまらずに、ぜひ見に行って感じていただきたいなど、このように再度提案をさせていただきます。

そして、先ほどは保育園しかお知らせしませんでしたけれども、学校の先生方にも子どもの抱える問題、専門職を増やしてという、英語でスクールソーシャルワーカー・SSWと呼ばれているようです。こういうことで、先生方が先ほどの保育所と一緒に子どもたちをしっかりと見る。そして自分たちが今、抱えている悩みをそこで出して解決策を探る、これがSSWという制度のようです。公立学校の95%の教職員がこういう制度をぜひ入れてほしいと答えていると統計も出ているようです。精神的な負担軽減につながる、こういうこの事業に対する評価も出ています。ということで、先生方は今、本当に長時間労働とか、こういう子どもとの対応、保護者との対応などでストレスを抱えていらっしゃる方が多くて離職が止まらないわけですよね。私たちの町でもこういう制度を利用して、先生方が安心して楽しく仕事ができるように取り組んだらいかがですかと、再度求めておきたいと思います。

はい、以上です。

教育長

はい、議長。

河合議長

堤教育長。

教育長

高橋議員さんの再々質問にお答えいたしたいと思います。

まず、最初に、要するに現場がどのような思いを持って日々勤務していただいているか。このことはやっぱり私も教育長として把握しなければいけないということで、昨年、特に今年は幼稚園、そして保育園、時間を取りまして、1人15分、全員の方、パートさんも含めて懇談させていただきました。その中でいろいろな意見をいただきました。特にということはないんですけど、各現場でもっていろいろな思いがあって、もし僕に直接言えなかったら、それはまた上席に伝えてくださいというようなところ辺を話させていただきました。皆さん、面談させていただく中で、特に大きな事案等はなかったと私は受け止めております。

ただ、先ほど言われましたように、離職につきましては一概に、それぞれ皆さん、家庭的な事情もありますので、離職が悪いとかいけないとか、そういう問題じゃなくて、それぞれの家庭の状況がありますので、そういった部分を踏まえていくことが大事かなということを私は思っております。また、正規の先生方の中でも、どちらかといえば私、ちょっと正規を辞めてパートでお願いしたいという希望を持っておられる方もおられます。そういった部分では一人ひとり生活環

境あるいは思い、価値観等が違いますので、そういった部分は尊重していきたいなということを思っています。

それと、お話をさせていただく中で大きな違いというのは、議員も以前、就学前教育に携わっておられましたけど、以前の設定保育から自由保育になりました。これは大きなやっぱり分岐点であると。このことは幼稚園の先生、また保育士さんの全て言うておられます。設定保育というのはある意味セッティングした中での1日を過ごしていく。しかし、自由保育となってくると、やはり子どもが来て、じゃあ何をするか、そこから始まるので、全く今までと違って、そこでいろいろ労力を費やすと。そういうところが大変だというお話は聞かせていただきました。

ただ、先生方の中で先ほど言われましたけど、どういうふうにいるんな思いをもって聞くことができるのか、保護者の思い聞くことができるのか、先生方の思いできるんかということなんですけど、実は保育園の方には特別支援教育士という資格を持った先生がおられますので、そういった先生の活用。そして先ほど言われましたSSWあるいはSCの外部の先生方の相談等を受けながら、極力、少しでもやっぱり現場の先生方が気持ちよく仕事していただけるように、教育委員会としても努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

河合議長 次行ってください。

高橋議員 それでは、伊藤町政の工事発注状況を問います。

地方自治法第2条第14項においては、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」としています。伊藤町政になってから、大型建設、改修・増築工事について検証するために、以下を問います。調査対象は5,000万円以上の工事として伺っています。

それぞれの入札に参加した業者数と落札業者名、落札率の報告を求めます。これは、全部、皆さんの議員に分かりやすいかなと思ったので書面での提出を求めていたのですが、本日までに私の質問までに提示はありませんでした。口頭になるかと思えますけれども、報告を求めます。

条件付一般競争入札公告の中にある2、入札参加に必要な資格に関する事項には(9)として、「対象工事に係る設計業務などの受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある業者でないこと」とあります。これは親会社と子会社の関係である事業者は同時入札に参加できないことを示していますが、これに該当する事案についての見解を問います。

3つ目、連結決算をしている事業者の有無について調査をして、結果の報告を

求めます。

4つ目、疑義が生じているのですから、最低制限価格も公表するべきだと考えますが、答弁を求めます。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の伊藤町政の工事発注状況を問うのご質問についてお答えいたします。

①の5,000万円以上の工事の入札に参加した業者数と落札業者名、落札率について申し上げます。まず、1番目、工事名、そして業者数、落札業者、落札率の順番に申し上げます。

北部地区配水管布設替工事1期工事、2社、佐山水道工業株式会社、79.61%。

豊栄のさと大規模改修工事、11社、丸平建設株式会社滋賀支店、74.67%。

豊日中学校ランチルーム新築工事、9社、株式会社フジサワ建設、95.11%。

豊郷町立体育館改修工事、4社、たち建設株式会社、84.53%。

豊郷町立日栄小学校増改築工事、9社、株式会社奥田工務店、78.08%。

豊栄のさと駐車場拡張工事、19社、丸橋建設株式会社豊郷営業所、64.76%。

豊郷町立日栄小学校駐車場拡張工事、18社、株式会社安田組、61.33%。

歌詰橋橋梁補修・補強工事、8社、丸橋建設株式会社豊郷営業所、98.83%。

豊郷町役場庁舎建替整備工事、1社、株式会社奥田工務店、95.88%。

南部浄水場耐震補強及び緊急遮断弁設置工事、1社、株式会社ウォーターテック関西支社、95.82%。

日栄小学校・愛里保育園空調工事、3社、たち建設株式会社、83.17%。

旧8号線2（歌詰橋）整備工事、3社、丸橋建設株式会社豊郷営業所、99.27%。

豊郷町立豊日中学校空調設備改修工事、6社、株式会社伊藤組、81.27%。

豊郷小学校旧校舎群修繕工事、4社、株式会社伊藤組、85.41%でございました。

続きまして、②の入札公告の中にある（9）の要件については、「対象工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと」と要件が明記されています。この要件の内容についての解釈を簡潔に説明いたしますと、この工事に係る設計業者とこの建設工事を請け負う業者が資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと

を要件として明記しているものです。ご質問にあります、これは親会社と子会社の関係である事業者は同時に入札に参加することができないことを示していることではありませんので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

③のご質問につきまして、先ほど申し上げたように、親会社と子会社の関係を入札の要件にしているわけではありませんので、調査もいたしません。

④の最低制限価格の公表につきまして、本庁では豊郷町建設工事契約審査会の中で最低制限価格については非公表とすると決定しておりますので、公表はいたしません。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 ただいま親会社、子会社についての部分ですけれども、解釈の仕方が違います。今、手元に国関係の「特定関係にある資格者同士の競争入札の参加について」と守山市でやっています同じ工事建設コンサルタントなどについての参加制限についてなどの冊子を持っているんですけれども、そこには資本関係の中の「親会社と子会社の関係にある場合」と明記されています。「親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合」とも書いてあります。そして、人的関係というところもありまして、親会社と子会社に同じ人物が役員として入っている、それが参加の制限の対象者であると、このようになっています。設計業者と建設業者が親子関係に当たるかどうかは関係ありません。

(ブザー音)

河合議長 はい、終わってください。

高橋議員 しっかり。

河合議長 終わってください。

高橋議員 はい、終わりますけれども。

河合議長 終わってください。

高橋議員 訂正をしていただきたいと思います。

河合議長 はい。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 高橋議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、入札要件にこの同族会社のことを要件にしているものではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議長

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後0時49分 散会)

